
**第二期南相馬市
子ども・子育て支援事業計画【追加版】
(子どもの貧困対策に関する施策の追加)
改訂版**



令和3年8月
令和6年3月 改訂

目次

第1章 追加計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画の対象	4
第5節 計画の策定体制	4
第2章 援助を必要とする子どもや家庭を取り巻く現状と課題	5
第1節 統計データから見る市の現状	5
第2節 子どもの生活実態に関するアンケートからみる市の現状	8
第3節 データからみる市の現状と課題	34
第4節 新たな社会的課題への対応	35
第3章 施策体系と施策の展開	36
第1節 施策の体系と計画の位置づけ	36
第2節 施策の追加	37
第3節 施策の展開に関する基本的事項	38
第4節 施策の展開	39
第5節 目標値の設定	49
第4章 計画の推進	50
第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携	50
第2節 計画の推進	50
第3節 施策の周知	50
第4節 SDGs(持続可能な開発目標)の理念の実践	50
資料編	52
第1節 計画策定の経過	54
第2節 南相馬市子ども・子育て審議会委員名簿	55

第1章 追加計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

国の調査（2019年国民生活基礎調査／厚生労働省）による貧困率の状況によれば、2018（平成30）年の貧困線（※1）は124万円、「相対的貧困率」（貧困線に満たない世帯員の割合）は15.4%、「子どもの貧困率」（※2）は13.5%となっており、特にひとり親等の大人が一人の世帯の貧困率は48.3%と、子どもがいる現役世帯の貧困率13.1%に比べて非常に高い水準となっています。

本市においても、一般的な子育て家庭における生活状況の把握に加え、貧困の実態をより詳細に把握するため、令和2年7月から8月にかけて、小学5年生及び中学2年生の児童・生徒並びにその保護者とひとり親世帯等保護者を対象に「子どもの生活実態に関するアンケート調査」を実施した結果、家庭の経済的な状況が、子どもの生活や成長に影響を及ぼしていることが推察されました。

このような中、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会を実現するため、令和2年3月に策定した「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）に、子どもの貧困対策に関する施策を追加した「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」【追加版】（以下「追加計画」という。）を策定し、子どもの貧困対策の推進を図ります。

※1 等価可処分所得（世帯の可処分所得 \div いわゆる手取り収入を世帯全員の平方根で割った値）の中央値の半分の額。（詳細については第2章参照）

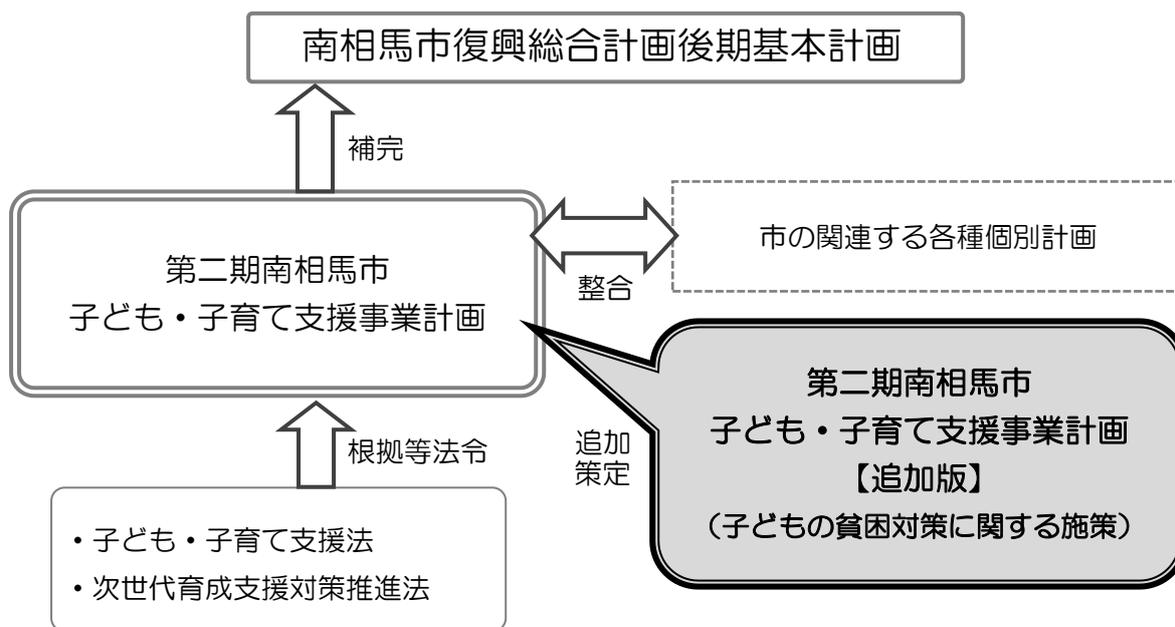
※2 17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない子どもの割合

第2節 計画の位置づけ

本追加計画は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）第9条第2項により策定するよう努力義務が課されている「市町村における子どもの貧困対策についての計画」（※）として、本市の総合的な子ども・子育て事業と、幼児期の教育、保育、地域子ども・子育て支援事業に係る需給量見込みと確保量を示した「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」に、子どもの貧困対策に関する施策を追加した形で策定するものです。

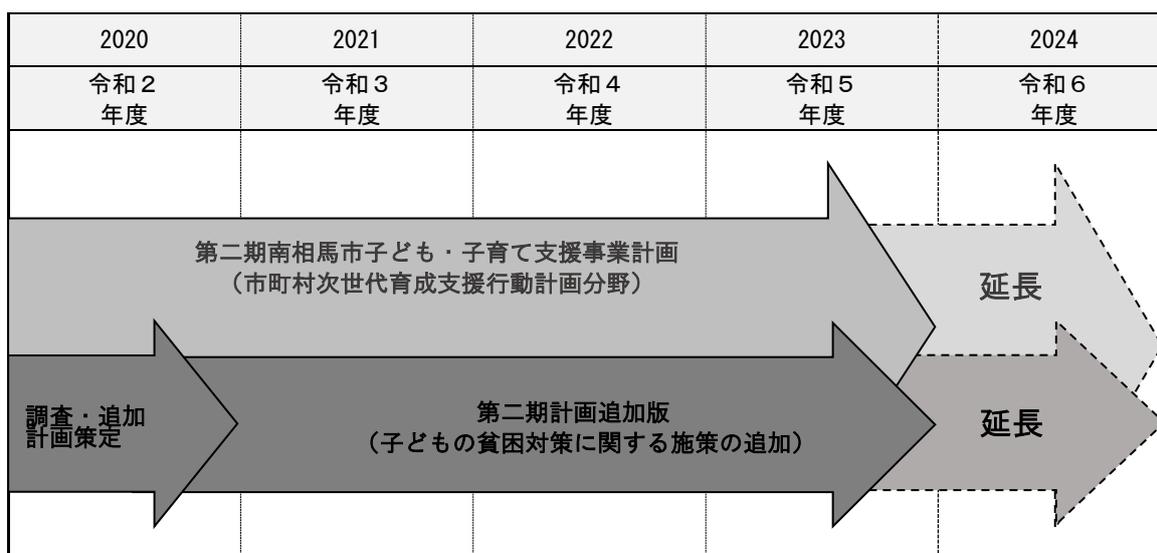
本追加計画は、本計画と同様に市の施政運営の基本方針を定めた最上位計画「南相馬市復興総合計画後期基本計画」を補完するとともに、市の関連する各種個別計画との整合を図るものとします。

※ 国が策定する子どもの貧困対策に関する大綱及び都道府県における子どもの貧困対策についての計画を勘案して、市町村における子どもの貧困対策について定めるよう努力義務が課せられた計画



第3節 計画の期間

本追加計画策定時には、「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」のうち、市町村次世代育成支援行動計画にあたる分野（総合的事業分野。計画期間：令和2年度から令和5年度）に追加する計画であることから、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間としましたが、次期計画策定において、既存の各法令を包含した「市町村こども計画」を新たに策定することから、子どもの貧困対策についての計画期間を1年延長し、計画期間を令和3年度から令和6年度までの4か年に改訂し、本計画の各分野の計画終期を統一しました。



第4節 計画の対象

本追加計画は、現に生活困窮状況にあるまたは困窮状況に陥るおそれが高い子どもや若者及びその家庭（妊娠期にある保護者を含む）を対象とします。

第5節 計画の策定体制

1 子どもの生活実態に関するアンケート調査の実施

本追加計画の策定に先立ち、令和2年7月から8月にかけて、小学5年生及び中学2年生の児童・生徒並びにその保護者とひとり親世帯等保護者を対象に、子どもの生活実態に関するアンケート調査を実施しました。

小学5年生の児童及び保護者調査は、それぞれ358名を対象に、学校を通じて配布・回収を行い、298人（回答率83.2%）から回答を得ました。中学2年生生徒及び保護者調査は、それぞれ367名を対象に、学校を通じて配布・回収を行い、生徒276人（回答率75.2%）と保護者281人（回答率76.6%）から回答を得ました（調査結果詳細については第2章参照）。

2 子ども・子育て審議会による協議

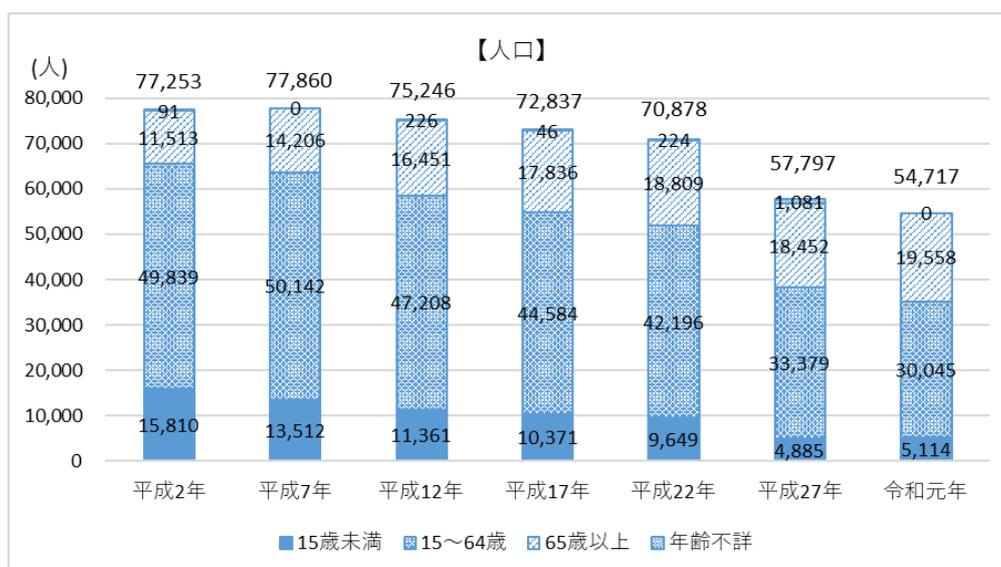
市町村の子ども・子育て支援事業計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定において、審議会その他の合議制の機関の設置を条例で定めるよう努めるものとされていることから、本計画の策定と同様に、子どもや子育てに関する有識者によって構成される「南相馬市子ども・子育て審議会」において、本市の子どもや子育て支援についての率直な意見交換を行いました。

第2章 援助を必要とする子どもや家庭を取り巻く現状と課題

第1節 統計データからみる市の現状

【人口】

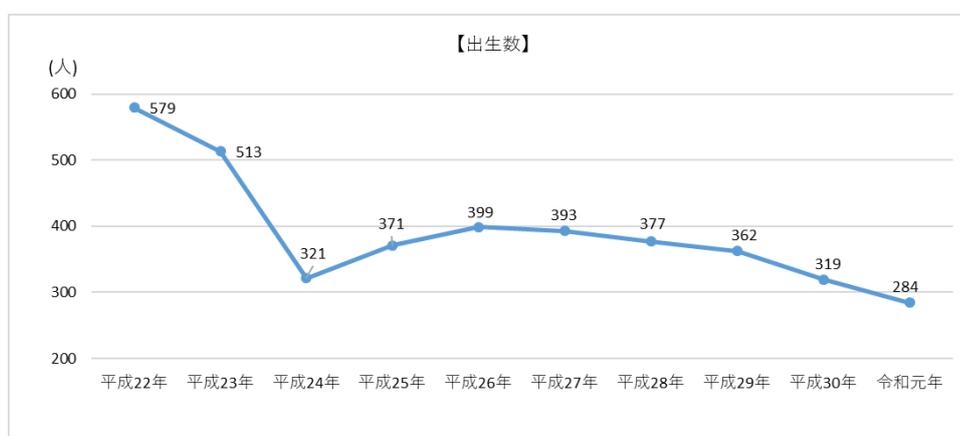
東日本大震災の影響により、本市の人口は大幅に減少しており、令和元年9月30日時点の本市の居住人口は54,717人と、平成22年に比べ2割強の減少となっています。また、15歳未満人口は5,070人と、平成22年の半数近くまで減少しています。



出典：平成2年～平成27年は国勢調査（平成17年以前のデータは原町市、小高町、鹿島町の合計値。）
令和元年は、令和元年9月30日時点の居住人口。

【出生数】

出生数については平成22年に579人であったものの、東日本大震災の影響により、平成24年には321名と、ほぼ半減しました。その後400人弱まで回復するものの、平成27年以降は減少傾向にあり、令和元年には300人を割り込みました。

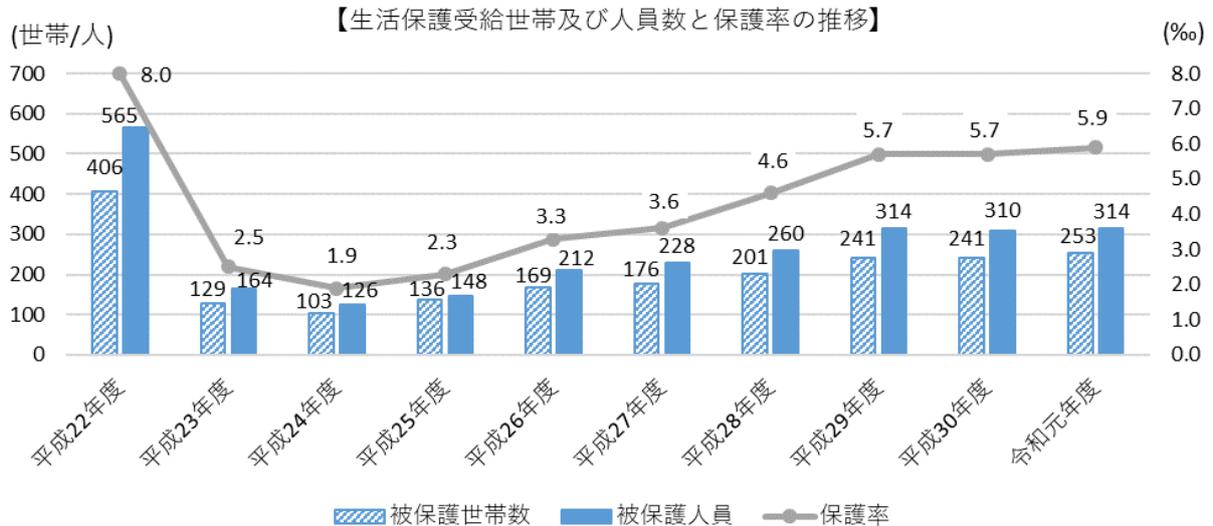


出典：福島県現住人口調査年報

【生活保護】

本市の生活保護世帯数、被保護人員数、保護率の推移をみると、東日本大震災以降、全ての項目において一旦大きく落ち込みましたが、その後増加し、平成 29 年度以降は横ばいで推移しています。令和元年度では被保護者世帯が 253 世帯、被保護人員が 314 人となっています。

令和元年度の保護率（人口 1,000 人当たりの被保護人員）は 5.9%となっており、令和元年度における国の保護率（16.6%）や福島県の保護率（9.1%）に比べ、低い水準となっています。



出典：南相馬市社会福祉課調べ（各年度 3 月 31 日）

【児童扶養手当】

児童扶養手当受給資格者数と受給者数の推移をみると、東日本大震災以降、ともに一旦大きく落ち込んだ後で徐々に増加し、近年は横ばいで推移しています。

令和元年度の受給資格者数は 423 人、受給者数は 348 人と、震災前の 6 割程度の数となっています。



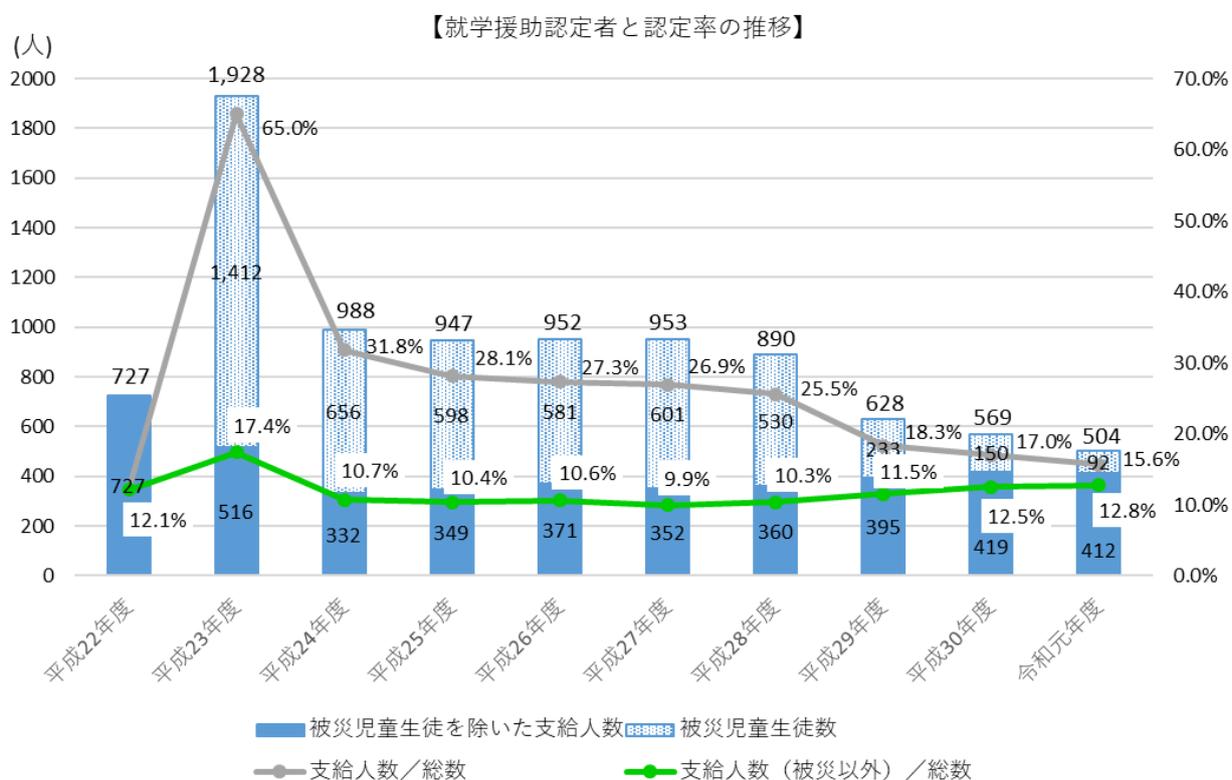
出典：南相馬市こども家庭課調べ（各年度 3 月 31 日）

【就学援助】

本市の小・中学校の就学援助認定では、震災による津波被害や原発事故に伴い避難となった世帯についても認定しており、通常の就学援助認定要件とは異なる認定条件となっています。

このため、被災児童生徒として就学援助の認定を受けた方の中には、被災していなければ就学援助を受けていなかった方だけでなく、被災していなくても経済的理由により就学援助を受けることができた可能性のある方の両方が含まれます。

認定者数と認定率の推移をもって単純に子どもや子育て家庭の困窮の度合いを通常時同様に比較判断することはできないものの、令和元年度の児童生徒総数に占める支給人数は15.6%、被災した児童生徒を除いた支給人数の割合は12.8%となり、近年は認定者総数が減少傾向にあり、震災前の水準である12.1%に近付きつつあります。



出典：南相馬市教育委員会学校教育課調べ（各年度とも年度末／5月1日の児童生徒数）

第2節 子どもの生活実態に関するアンケートからみる市の現状

(1) 調査概要

①調査の目的

本市の子どもの貧困対策に係る施策の方向性を検討するため、子育て世帯の経済状況・生活状況、支援ニーズ等について調査・分析を行いました。

②調査対象

調査にあたっては、市内の一般的な子育て家庭の傾向の把握に加え、貧困の実態をより詳細に把握するため、次の2つの区分を対象に実施しました。

- ・市内在住の小学5年生及び中学2年生の児童・生徒並びにその保護者
- ・市内在住の児童扶養手当の認定をされている世帯（一部支給、全部停止を含む）及び18歳未満の子どもを持つ生活保護受給世帯の保護者（以下、「ひとり親世帯等保護者」とします。）

※小学5年生及び中学2年生の児童・生徒の保護者であって、ひとり親世帯等保護者に該当する方は、小学5年生及び中学2年生児童・生徒の保護者の区分により調査を行いました。

③調査概要

調査対象		配布数	調査方法	調査期間
小学5年生	児童	358	学校を通じて 配布・回収	令和2年7月21日 ～令和2年8月7日
	保護者	358		
中学2年生	生徒	367		
	保護者	367		
ひとり親世帯等 保護者	保護者	358	郵送による 配布・回収	令和2年7月16日 ～令和2年8月7日

④回収結果

調査対象		有効回収数（率）	うちマッチング数（率）※
小学5年生	児童	298（83.2%）	283（79.1%）
	保護者	298（83.2%）	
中学2年生	生徒	276（75.2%）	275（74.9%）
	保護者	281（76.6%）	
ひとり親世帯等 保護者	保護者	141（39.4%）	

※ 児童・生徒票と保護者票両方の回答が得られた（親子のマッチングができた）世帯

⑤調査結果の分析方法

各設問の単純集計結果のほか、世帯の生活実態の差を比較するため、設問によっては「収入階層別」及び「世帯類型別」の区分によりクロス集計を行いました。（児童・生徒票と保護者票の両方の回答が得られた（親子のマッチングができた）世帯のみを集計対象としています。）
分類基準及び分類結果は以下のとおりです。

ア 収入階層別

◎国が実施する国民生活基礎調査においては、まず等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）を算出し、その中央値の1/2を貧困線とし、相対的貧困率を算出しています。（OECD（経済協力開発機構）の作成基準に基づく。）

※等価可処分所得の算出にあたっては、光熱水費等の世帯に共通する生活コストは、世帯人員が少ない方が割高になる傾向があることを考慮する必要があるため、単純に「世帯の可処分所得÷世帯人員」とせず、「世帯の可処分所得÷世帯人員の平方根」としています。

【例】年収800万円の4人世帯と年収200万円の1人世帯では、どちらも世帯一人当たりの年収は200万円ですが、世帯人員が多いほど生活コストが割安になることから、単純に生活水準が同じとは言えなくなります。

本市の調査では、回答の正確性及び回答者の負担軽減を図るため、国の調査で用いた可処分所得ではなく「税込収入」を回答項目としていますが、世帯収入の把握方法以外の部分については国と同様の方法により相対的貧困率等を算出しています。

【国】相対的貧困率＝手取り収入÷世帯人員の平方根が貧困線を下回る者の割合
貧困線＝（手取り収入÷世帯人員の平方根）の中央値の1/2

【本市】相対的貧困率＝税込収入÷世帯人員の平方根が貧困線を下回る者の割合
貧困線＝（税込収入÷世帯人員の平方根）の中央値の1/2

◎保護者向けアンケートにより把握した世帯年収（税込）を世帯員数の平方根で除して得た値を抽出し、次の3階層に分類して、本市において貧困状態にある可能性が高いと思われる基準額（国が示す貧困線に相当する額）を算出しました。

- ・「中央値（2,459,675円）以上」
- ・「中央値（2,459,675円）未満」
- ・「中央値の1/2（1,229,838円）未満」← **国の貧困線（124万円/H30）に相当する額**

なお、この相対的貧困率の算出は、世帯収入（税込）と世帯人員の回答結果に基づき算出したものであり、貧困線を下回る世帯すべてが実際の生活に困難を抱えていると断定するものではありません。同様に、貧困線を上回る世帯すべてが生活に困難を抱えていないと断定するものでもありません。

※世帯年収（税込）は、アンケート設問が「0～50万円未満」から「1,000万円以上」までの16段階に区分して選択肢を設定しており、各世帯の具体的な年収の額を回答いただいたものではないため、それぞれの区分の中間の額をその世帯の収入とみなし算定しました（例：400万円～450万円を回答した者については、全員を年収425万円とみなして計算）。

※算出にあたっては、小学5年生保護者、中学2年生保護者の調査結果をもとにしています（貧困線がより低く算定される恐れがあるため、ひとり親世帯等保護者の調査結果は含めていません。）。

※中央値及び貧困線の世帯の例

本市世帯の中央値・貧困線の例	= 世帯年収 ÷ 世帯全員の平方根
【中央値の例】（世帯年収550万円、世帯人員5人）	
5,500,000 ÷ √5 (2.236068…) = 2,459,675 円	
【中央値の1/2（貧困線）の例】（世帯年収約213万円、世帯人員3人）	
2,130,142 ÷ √3 (1.732051…) = 1,229,838 円	
※ あくまで例示であり、これらの世帯が平均的又は貧困と定義するものではありません。	

◆南相馬市の収入階層別の内訳

収入階層別（単位：世帯（＝保護者数））			
収入階層	小学5年生保護者・ 中学2年生保護者	ひとり親世帯等保護者	計
	497 世帯	128 世帯	625 世帯
中央値以上	247 世帯 (49.7%)	18 世帯 (14.1%)	265 世帯 (42.4%)
中央値未満	193 世帯 (38.8%)	60 世帯 (46.9%)	253 世帯 (40.5%)
中央値の 1/2 未満	57 世帯 (11.5%)	50 世帯 (39.1%)	107 世帯 (17.1%)

第3章 小学5年生・中学2年生調査結果の
クロス分析軸として使用

第2章 保護者調査結果の
クロス分析軸として使用

【参考値】（2018 国民生活基礎調査より）

子どもがいる現役世帯の貧困率（※1）	子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯（※2）の貧困率	子どもがいる現役世帯のうち大人が二人以上の世帯の貧困率
13.1%	48.3%	11.2%

※1 OECDの所得定義の新基準に基づく貧困率

※2 世帯主が18歳以上65歳未満で子どもいる世帯

イ 世帯類型別

◎親子のマッチングができた世帯について、アンケート回答をもとに「世帯類型」別に分類しました。具体的な分類基準については以下の4つの区分のとおりです。

- ・ひとり親（祖父母等（※回答者の子どもからみた「祖父母」等）がいない）
- ・ひとり親（祖父母等がいる）
- ・ふたり親世帯（共働き）
- ・ふたり親世帯（父親または母親のどちらかのみ就労）

◆南相馬市の世帯類型別の内訳

世帯類型別（単位：世帯（＝保護者数））			
世帯類型	小学5年生・中学2年生（親子のマッチングができた世帯）	ひとり親世帯等保護者	計
	533 世帯	137 世帯	670 世帯
ひとり親世帯	77 世帯（14.4%）	137 世帯（100.0%）	214 世帯（31.9%）
祖父母等がいない	51 世帯（9.6%）	84 世帯（61.3%）	135 世帯（20.1%）
祖父母等がいる	26 世帯（4.9%）	53 世帯（38.7%）	79 世帯（11.8%）
ふたり親世帯	456 世帯（85.6%）	0 世帯（0.0%）	456 世帯（68.1%）
共働き	353 世帯（66.2%）	0 世帯（0.0%）	353 世帯（52.7%）
父親または母親のどちらかのみ就労	86 世帯（16.1%）	0 世帯（0.0%）	86 世帯（12.8%）

第3章 小学5年生・中学2年生調査結果の
クロス分析軸として使用

第2章 保護者調査結果の
クロス分析軸として使用

(2) 調査結果からみた現状

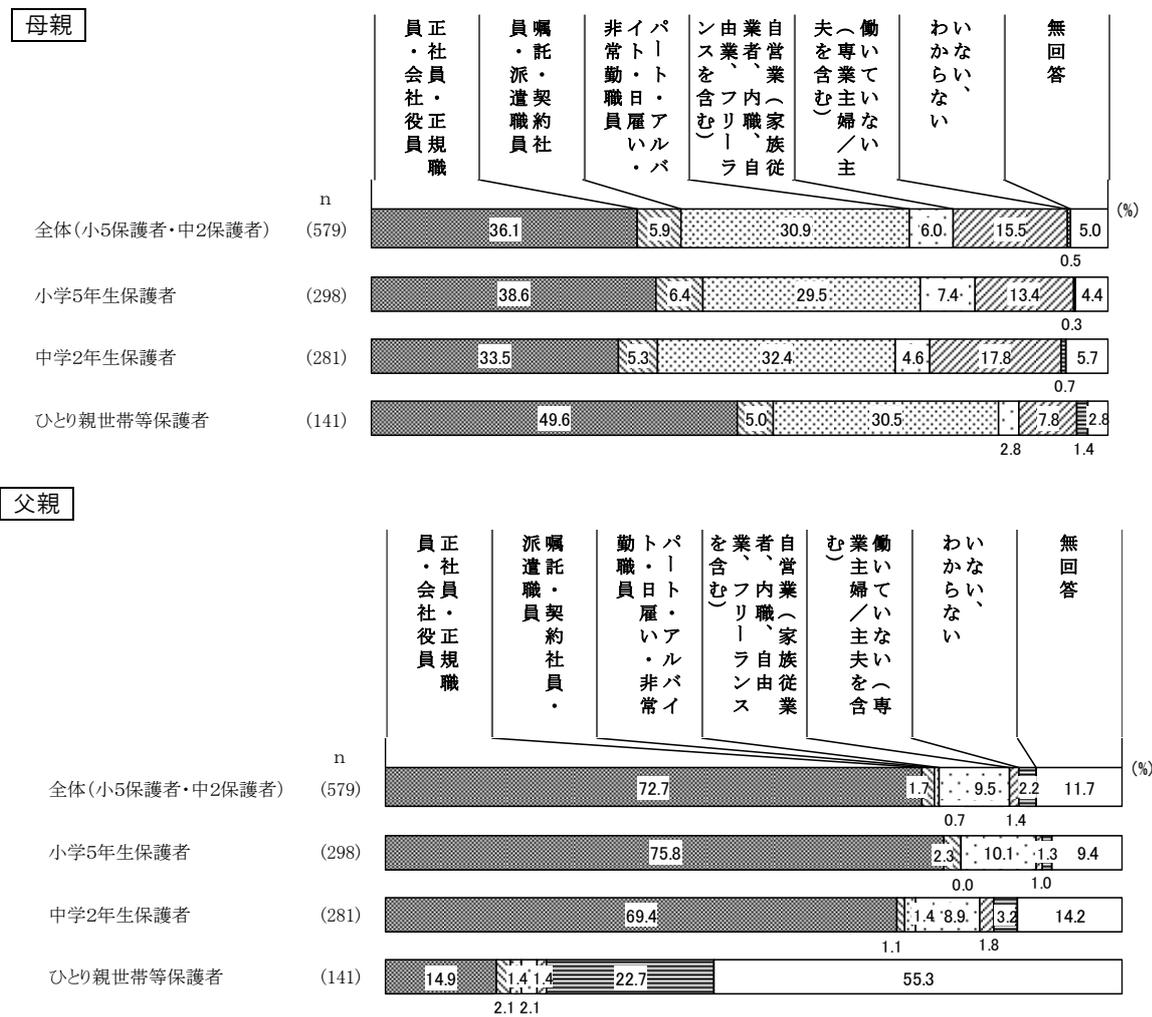
調査結果のうち、子どもの貧困計画にあたって施策の方向性や事業展開の参考となる主な項目は次のとおりです。

◆小学5年生保護者・中学2年生保護者・ひとり親世帯等保護者調査結果

親の就労状況

お子さんの親の就労状況について、あてはまるものを回答してください。

(a,b それぞれについて、○は1つ)

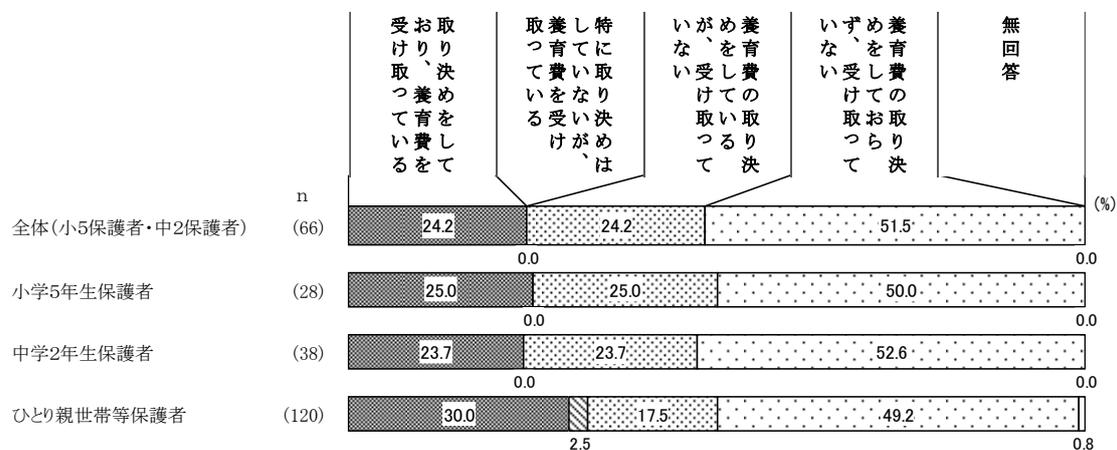


母親の就労状況について、全体では「正社員・正規職員・会社役員」が36.1%と最も多く、次いで「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」(30.9%)、「働いていない(専業主婦/主夫を含む)」(15.5%)となっており、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに概ね同様の傾向となっています。

ひとり親世帯等保護者では、「正社員・正規職員・会社役員」が49.6%と、小学5年生保護者(38.6%)、中学2年生保護者(33.5%)に比べ多くなっています。

離婚相手との子どもの養育費の取り決め

離婚相手との子どもの養育費の取り決めをしていますか。また養育費を現在受け取っていますか。(○は1つ)

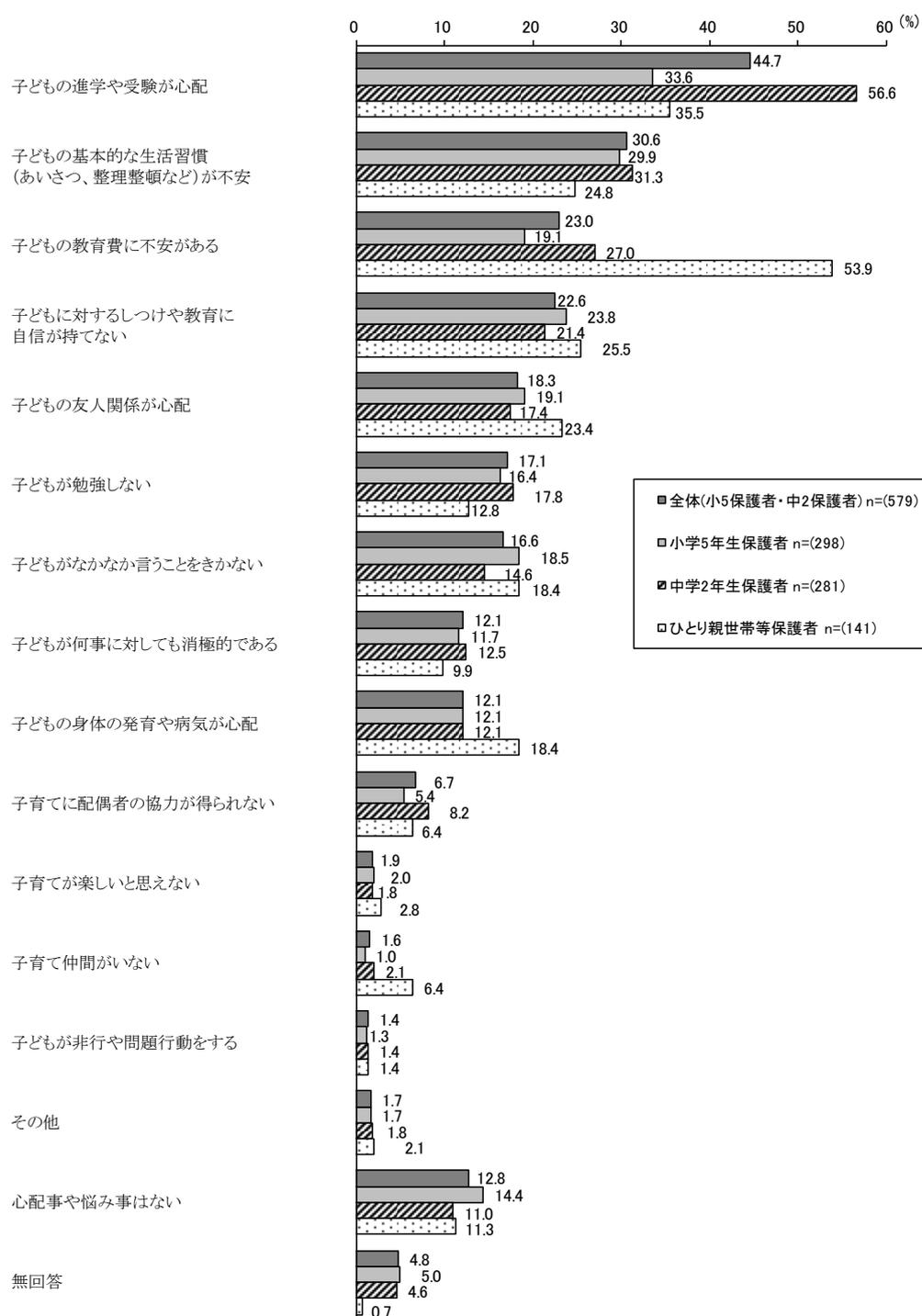


離婚相手との子どもの養育費の取り決めについて、全体では「養育費の取り決めをしておらず、受け取っていない」が51.5%と最も多く、次いで「取り決めをしており、養育費を受け取っている」、「養育費の取り決めをしているが、受け取っていない」(ともに24.2%)となっており、小学5年生保護者、中学2年生保護者、ひとり親世帯等保護者のいずれも、概ね同様の傾向となっています。

子育てに関する心配事や悩み事

あなたは、子育てに関して次のような心配事や悩み事がありますか。

(あてはまるものすべてに○)



子育てに関する心配事や悩み事について、全体では「子どもの進学や受験が心配」が44.7%と最も多く、次いで「子どもの基本的な生活習慣(あいさつ、整理整頓など)が不安」(30.6%)、「子どもの教育費に不安がある」(23.0%)となっています。

小学5年生保護者では「子どもの進学や受験が心配」が33.6%となっている一方、中学2年生保護者では56.6%と、23ポイント多くなっています。

ひとり親世帯保護者では「子どもの教育費に不安がある」が53.9%と、小学5年生保護者(19.1%)、中学2年生保護者(27.0%)に比べ多くなっています。

【収入階層別・世帯類型別／子育てに関する心配事や悩み事】

		(上段:件 下段:%)																
		調査数	子どもの進学や受験が心配	子どもの基本的な生活習慣(あいさつ、整理整頓)が不安	子どもの教育費に不安がある	子どもに対するしつけや教育に自信が持てない	子どもの友人関係が心配	子どもが勉強しない	子どもがなかなか言うことをきかない	子どもが何事に対しても消極的である	子どもの身体が発育や病気が心配	子育てに配偶者の協力が得られない	子育てが楽しいと思えない	子育て仲間がいない	子どもが非行や問題行動をする	その他	心配事や悩み事はない	無回答
収入階層別	中央値以上	265 100.0	118 44.5	85 32.1	46 17.4	58 21.9	47 17.7	37 14.0	45 17.0	22 8.3	29 10.9	12 4.5	5 1.9	5 1.9	5 1.9	2 0.8	35 13.2	13 4.9
	中央値未満	253 100.0	104 41.1	73 28.9	86 34.0	50 19.8	50 19.8	46 18.2	44 17.4	32 12.6	38 15.0	18 7.1	8 3.2	8 3.2	3 1.2	8 3.2	34 13.4	4 1.6
	中央値の1/2 未満	107 100.0	47 43.9	33 30.8	51 47.7	33 30.8	24 22.4	21 19.6	20 18.7	14 13.1	18 16.8	10 9.3	-	4 3.7	2 1.9	1 0.9	10 9.3	7 6.5
世帯類型別	ひとり親世帯	214 100.0	77 36.0	58 27.1	100 46.7	51 23.8	40 18.7	29 13.6	34 15.9	25 11.7	37 17.3	14 6.5	7 3.3	12 5.6	3 1.4	4 1.9	26 12.1	4 1.9
	祖父母等がない	135 100.0	50 37.0	42 31.1	59 43.7	35 25.9	26 19.3	23 17.0	18 13.3	15 11.1	18 13.3	9 6.7	4 3.0	8 5.9	3 2.2	3 2.2	17 12.6	2 1.5
	祖父母等がある	79 100.0	27 34.2	16 20.3	41 51.9	16 20.3	14 17.7	6 7.6	16 20.3	10 12.7	19 24.1	5 6.3	3 3.8	4 5.1	-	1 1.3	9 11.4	2 2.5
	ふたり親世帯	456 100.0	208 45.6	139 30.5	89 19.5	104 22.8	91 20.0	82 18.0	80 17.5	49 10.7	54 11.8	28 6.1	7 1.5	5 1.1	6 1.3	9 2.0	59 12.9	24 5.3
	共働き	353 100.0	149 42.2	104 29.5	65 18.4	80 22.7	66 18.7	63 17.8	63 17.8	33 9.3	39 11.0	20 5.7	5 1.4	3 0.8	3 0.8	7 2.0	52 14.7	16 4.5
	父親または母親のどちらかのみ就労	86 100.0	48 55.8	32 37.2	19 22.1	22 25.6	19 22.1	18 20.9	17 19.8	15 17.4	14 16.3	7 8.1	2 2.3	1 1.2	3 3.5	1 1.2	7 8.1	6 7.0

収入階層別にみると、概ね収入階層が低いほど「子どもの教育費に不安がある」、「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」が多くなっています。

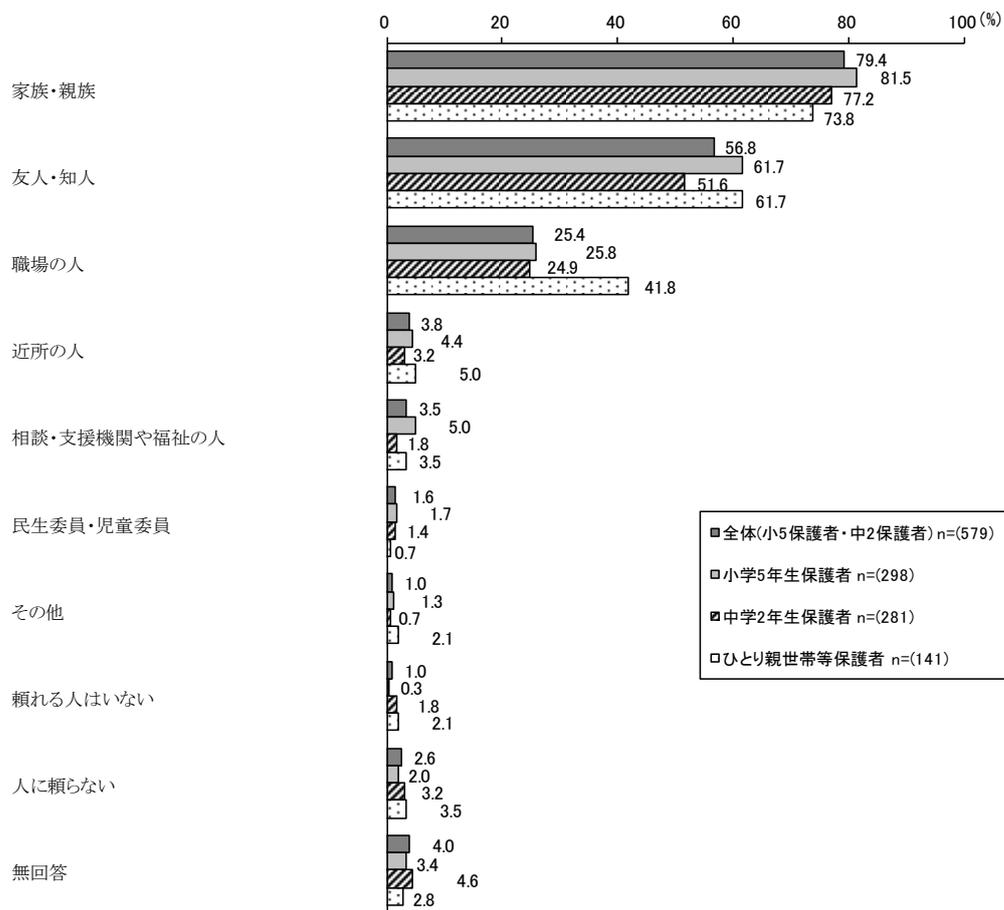
世帯類型別にみると、ふたり親世帯(共働き・父親または母親のどちらかのみ就労)では「子どもの進学や受験が心配」がひとり親世帯(祖父母等がない・いる)に比べ多く、「子どもに対するしつけや教育に自信が持てない」ではひとり親世帯(祖父母等がない・いる)で多くなっています。

頼っている人は誰か

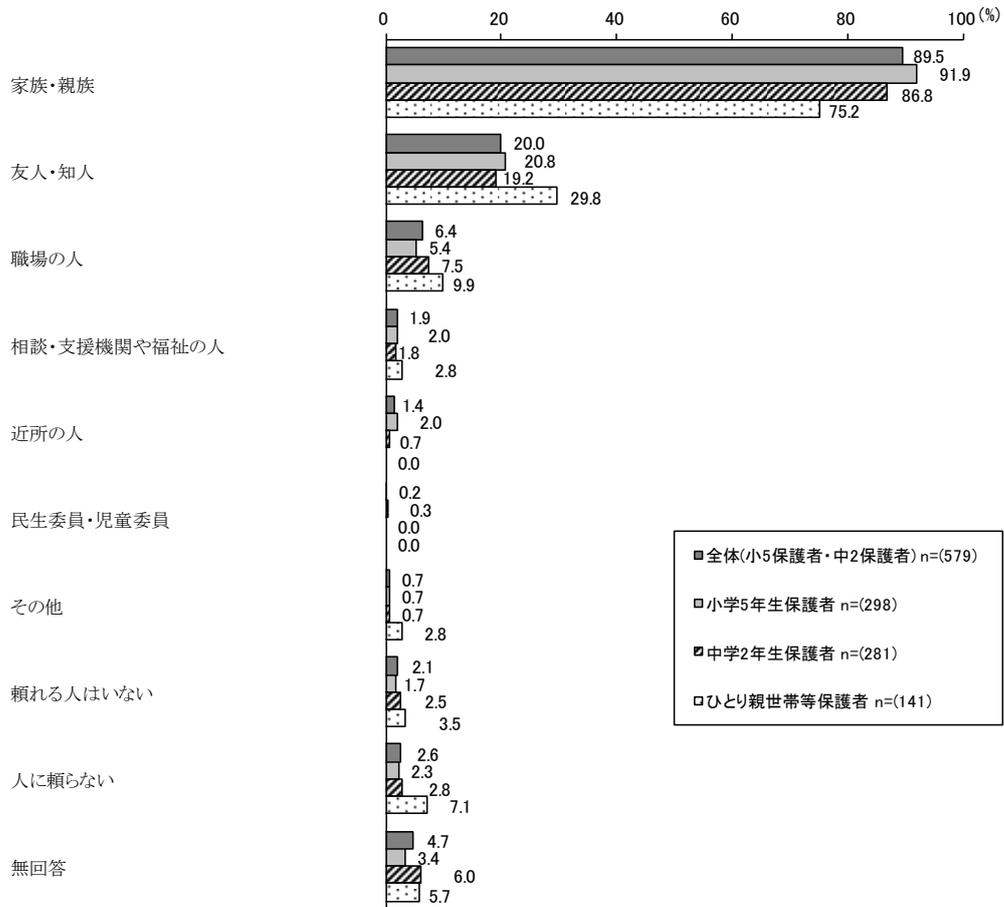
次に挙げる事柄について、あなたが頼っている人はだれですか。

(a~c それぞれについて、あてはまるものすべてに○)

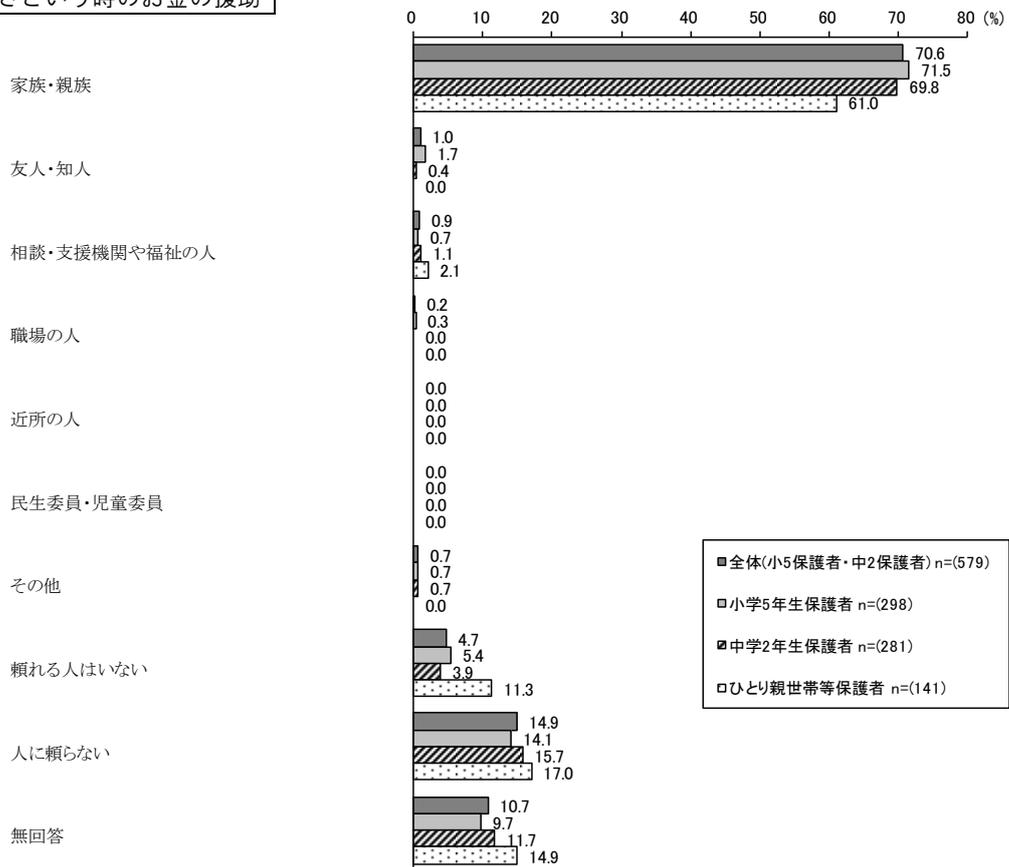
a 子育てに関する相談



b 重要な事柄の相談



c いざという時のお金の援助

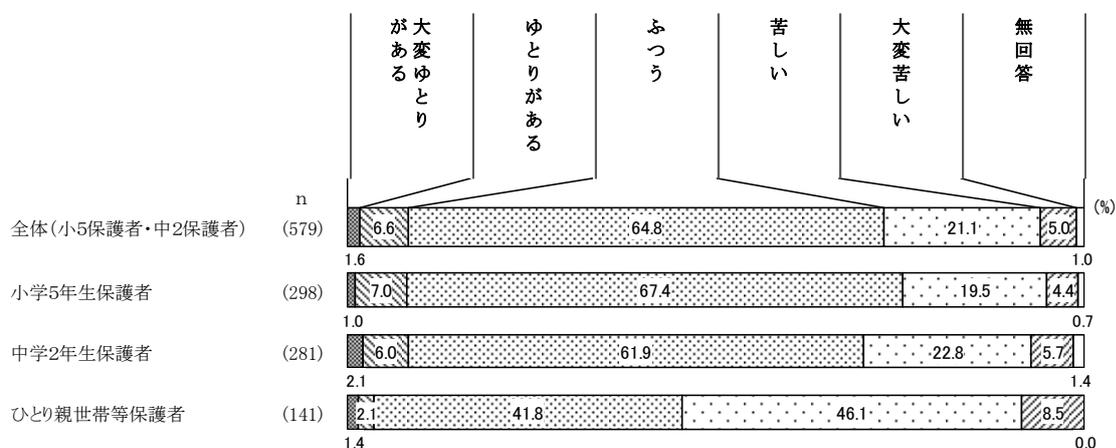


頼っている人は誰かについて、全体ではすべての項目で「家族・親族」が最も多くなっています。また、『a 子育てに関する相談』では「友人・知人」が 56.8%、『c いざという時のお金の援助』では「人に頼らない」が 14.9%と多く、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに、概ね同様の傾向となっています。

ひとり親世帯等保護者では『a 子育てに関する相談』で「職場の人」が 41.8%と小学5年生保護者 (25.8%)、中学2年生保護者 (24.9%) に比べ多くなっています。また、『b 重要な事柄の相談』では「友人・知人」で小学5年生保護者・中学2年生保護者に比べ多くなっています。

現在の暮らしの状況をどのように感じているか

あなたは、現在の暮らしの状況をどのように感じていますか。（○は1つ）



現在の暮らしの状況をどのように感じているかについて、全体では「ふつう」が64.8%と最も多くなっています。「大変ゆとりがある」と「ややゆとりがある」を合わせた《ゆとりがある》が8.2%であるのに対し、「苦しい」と「大変苦しい」を合わせた《苦しい》は26.1%と約3割となっており、小学5年生保護者、中学2年生保護者ともに、概ね同様の傾向となっています。

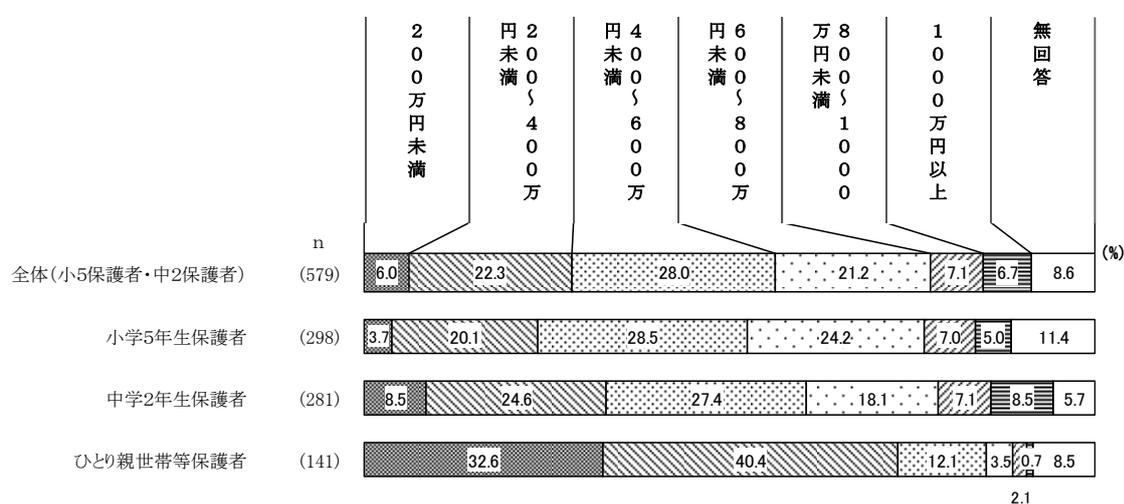
ひとり親世帯等保護者では「苦しい」が46.1%と最も多くなっています。また、《苦しい》は54.6%と小学5年生保護者（23.9%）、中学2年生保護者（28.5%）に比べ多くなっています。

世帯のおおよその年間収入（税込）

世帯全体のおおよその年間収入(税込)はいくらですか。(○は1つ)

収入には、生計を同一にしている家族全員の以下の収入が含まれます（生計が同一であれば、同居していない方（例：単身赴任中の方など）の収入も含めてください）。

- ・ 勤め先収入（定期収入、賞与等）
- ・ 事業所得（原材料費、人件費、営業上の諸経費等を除く）、内職収入（材料費等を除く）
- ・ 公的年金・恩給、その他の社会保障給付金（生活保護、児童手当、児童扶養手当等）
- ・ 農林漁業収入（農機具等の材料費、営業上の諸経費等を除く）
- ・ 財産所得（預貯金利子、家賃収入等）
- ・ その他の収入（仕送り、養育費、個人年金、各種祝い金等）



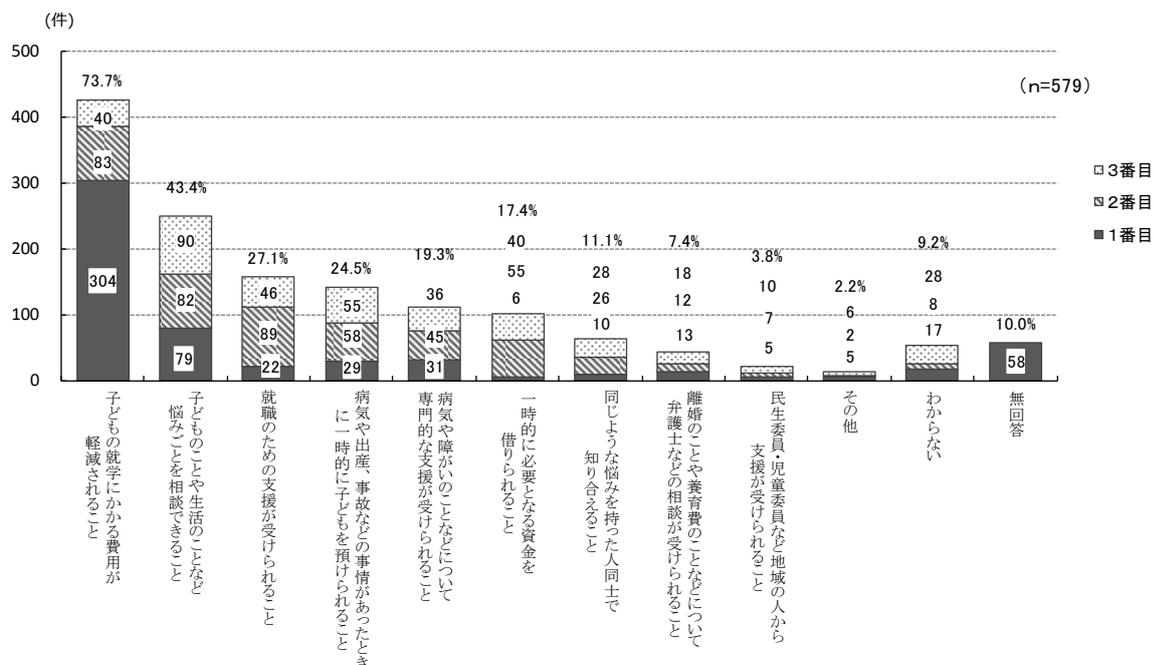
全世帯のおおよその年間収入（税込）について、全体では「400～600万円未満」が28.0%と最も多く、次いで「200～400万円未満」(22.3%)、「600～800万円未満」(21.2%)となっており、小学5年生・中学2年生ともに概ね同様の傾向となっています。

ひとり親世帯等保護者では「200～400万円未満」が40.4%と最も多く、次いで「200万円未満」(32.6%)、「400～600万円未満」(12.1%)となっており、小学5年生保護者・中学2年生保護者に比べ収入が低い傾向があります。

現在必要としていること、重要だと思う支援等

あなたが現在必要としていること、重要だと思う支援等はどうのようなものですか。選択肢に○はつけずに、重要と思うものの上位1番～3番までを回答欄に記入してください。

全体（小5保護者・中2保護者）

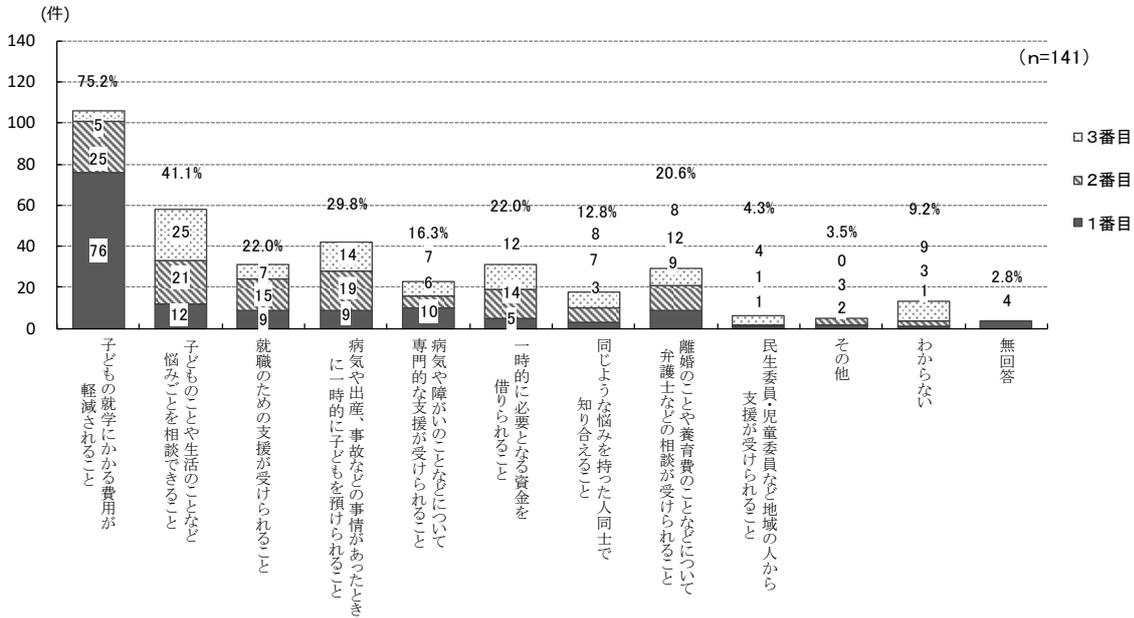


「現在必要としていること、重要だと思う支援等」点数化集計表

現在必要としていること、重要だと思う支援等	1番目	2番目	3番目	合計点
子どもの就学にかかる費用が軽減されること	912点	166点	40点	1118点
子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること	237点	164点	90点	491点
就職のための支援が受けられること	66点	178点	46点	290点
病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること	87点	116点	55点	258点
病気や障がいのことなどについて専門的な支援が受けられること	93点	90点	36点	219点
一時的に必要な資金を借りられること	18点	110点	40点	168点
同じような悩みを持った人同士で知り合えること	30点	52点	28点	110点
離婚のことや養育費のことなどについて弁護士などの相談が受けられること	39点	24点	18点	81点
民生委員・児童委員など地域の人から支援が受けられること	15点	14点	10点	39点
その他	15点	4点	6点	25点
わからない	51点	16点	28点	95点
無回答	174点			174点

※1番目として選択した件数に3点、2番目に2点、3番目に1点を付与し、合計点を算出。

ひとり親世帯等保護者



「現在必要としていること、重要だと思う支援等」点数化集計表

現在必要としていること、重要だと思う支援等	1番目	2番目	3番目	合計点
子どもの就学にかかる費用が軽減されること	228点	50点	5点	283点
子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること	36点	42点	25点	103点
就職のための支援が受けられること	27点	30点	7点	64点
病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること	27点	38点	14点	79点
病気や障がいのことなどについて専門的な支援が受けられること	30点	12点	7点	49点
一時的に必要な資金を借りられること	15点	28点	12点	55点
同じような悩みを持った人同士で知り合えること	9点	14点	8点	31点
離婚のことや養育費のことなどについて弁護士などの相談が受けられること	27点	24点	8点	59点
民生委員・児童委員など地域の人から支援が受けられること	3点	2点	4点	9点
その他	6点	6点	0点	12点
わからない	3点	6点	9点	18点
無回答	12点			12点

※1番目として選択した件数に3点、2番目に2点、3番目に1点を付与し、合計点を算出。

現在必要としていること、重要だと思う支援等について、1番目から3番目の回答割合の合計をみると、全体では「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」が73.7%と最も多く、次いで「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」（43.4%）、「就職のための支援が受けられること」（27.1%）となっています。

また、回答の優先度を考慮して、1番目と回答した項目に3点、2番目に2点、3番目に1点を付与し、点数化して集計を行ったところ、全体では合計点の高いものから「子どもの就学にかかる費用が軽減されること（1,118点）」「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること（491点）」、「就職のための支援が受けられること（290点）」となり、上記の回答割合合計でみた場合と同様の順番となっています。

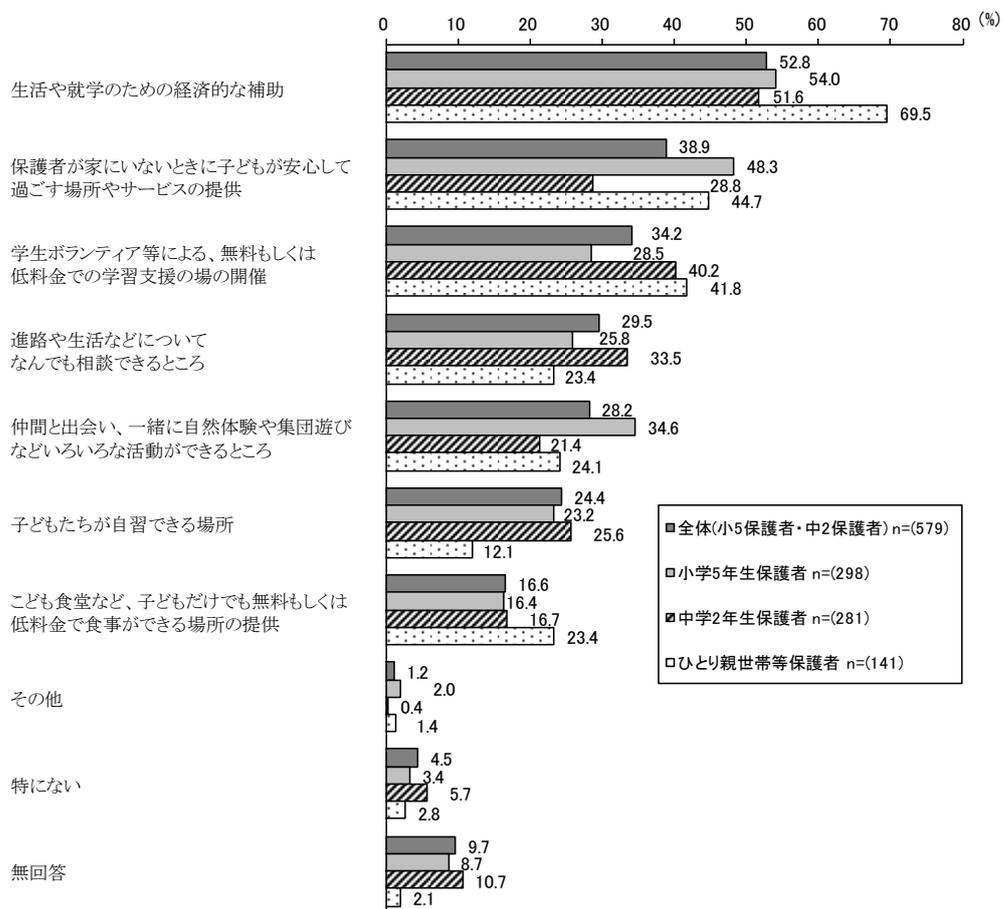
ひとり親世帯等保護者では「病気や出産、事故などの事情があったときに一時的に子どもを預けられること」の回答割合合計が約3割と小学5年生保護者・中学2年生保護者に比べ多く、点数合計点をもみても順位の逆転が発生しています。

また、ひとり親世帯等保護者では「離婚のことや養育費のことなどについて弁護士などの相談が受けられること」の回答割合合計が約2割と小学5年生保護者・中学2年生保護者に比べ多く、点数合計点をもみても順位の逆転が発生しています。

現在または将来的に、利用したい支援

お子さんにとって、現在または将来的に、次のような支援があった場合利用したいと思いますか。利用したいと思うものの上位3つをお答えください。

(あてはまるもの3つまで○)



現在または将来的に、次のような支援があれば利用したいと思うかについて、全体では「生活や就学のための経済的な補助」が52.8%と最も多く、次いで「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」(38.9%)、「学生ボランティア等による、無料もしくは低料金での学習支援の場の開催」(34.2%)となっています。

小学5年生保護者では「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」が48.3%と、中学2年生保護者(28.8%)に比べ多くなっている一方、中学2年生保護者では「学生ボランティア等による、無料もしくは低料金での学習支援の場の開催」が40.2%と、小学5年生保護者(28.5%)に比べ多くなっています。

ひとり親世帯等保護者では「生活や就学のための経済的な補助」(69.5%)で、小学5年生保護者・中学2年生保護者に比べ多くなっています。

【収入階層別・世帯類型現在または将来的に、次のような支援があれば利用したいと思うか】

(上段:件 下段:%)

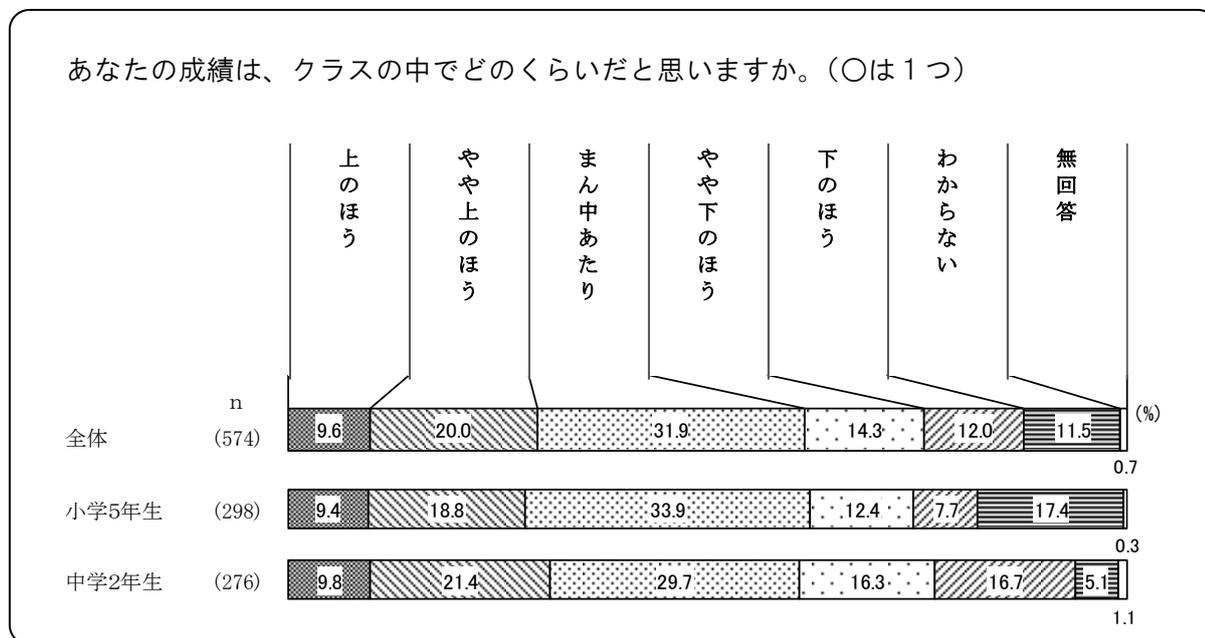
		調査数	補助生活や就学のための経済的な	子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供	保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供	無料もしくは低料金での学習支援の場の開催	学生ボランティア等による、無料もしくは低料金での学習	進路や生活などについてなんでも相談できる場所	仲間と出合い、一緒に自然体活動ができる場所	子どもたちが自習できる場所	子ども食堂など、子どもだけでも無料もしくは低料金で食事ができる場所の提供	その他	特にな	無回答
収入階層別	中央値以上	265 100.0	129 48.7	116 43.8	76 28.7	67 25.3	88 33.2	72 27.2	40 15.1	4 1.5	16 6.0	26 9.8		
	中央値未満	253 100.0	164 64.8	108 42.7	101 39.9	79 31.2	63 24.9	54 21.3	43 17.0	3 1.2	9 3.6	10 4.0		
	中央値の1/2 未満	107 100.0	69 64.5	32 29.9	48 44.9	30 28.0	24 22.4	16 15.0	29 27.1	1 0.9	-	-	9 8.4	
世帯類型別	ひとり親世帯	214 100.0	142 66.4	85 39.7	79 36.9	59 27.6	47 22.0	31 14.5	50 23.4	4 1.9	6 2.8	8 3.7		
	祖父母等がない	135 100.0	94 69.6	53 39.3	54 40.0	35 25.9	28 20.7	14 10.4	37 27.4	2 1.5	4 3.0	5 3.7		
	祖父母等がある	79 100.0	48 60.8	32 40.5	25 31.6	24 30.4	19 24.1	17 21.5	13 16.5	2 2.5	2 2.5	3 3.8		
	ふたり親世帯	456 100.0	238 52.2	190 41.7	162 35.5	133 29.2	138 30.3	117 25.7	72 15.8	5 1.1	20 4.4	43 9.4		
	共働き	353 100.0	186 52.7	156 44.2	124 35.1	97 27.5	109 30.9	89 25.2	58 16.4	3 0.8	16 4.5	34 9.6		
	父親または母親のどちらかのみ就労	86 100.0	46 53.5	31 36.0	32 37.2	28 32.6	25 29.1	22 25.6	11 12.8	1 1.2	4 4.7	6 7.0		

収入階層別にみると、概ね収入階層が低いほど「生活や就学のための経済的な補助」、「学生ボランティア等による、無料もしくは低料金での学習支援の場の開催」、「子ども食堂など、子どもだけでも無料もしくは低料金で食事ができる場所の提供」が多くなっている一方、「保護者が家にいないときに子どもが安心して過ごす場所やサービスの提供」「子どもたちが自習できる場所」では少なくなっています。

世帯類型別にみると、ひとり親世帯（祖父母等がない・いる）では「生活や就学のための経済的な補助」がふたり親世帯（共働き・父親または母親のどちらかのみ就労）に比べ多く、ひとり親世帯（祖父母等がない）では「子ども食堂など、子どもだけでも無料もしくは低料金で食事ができる場所の提供」が多くなっています。

◆小学5年生・中学2年生調査結果（※ 特に注記のない場合、調査結果は小学5年生、中学2年生全体を指しています。）

クラスでの成績



クラスの中での成績について、全体では「まん中あたり」が31.9%と最も多く、次いで「やや上の方」(20.0%)、「やや下の方」(14.3%)となっています。

小学5年生では「わからない」が17.4%である一方、中学2年生は5.1%と約12ポイント少なくなっています。

【収入階層別・世帯類型別／クラスの中での成績】

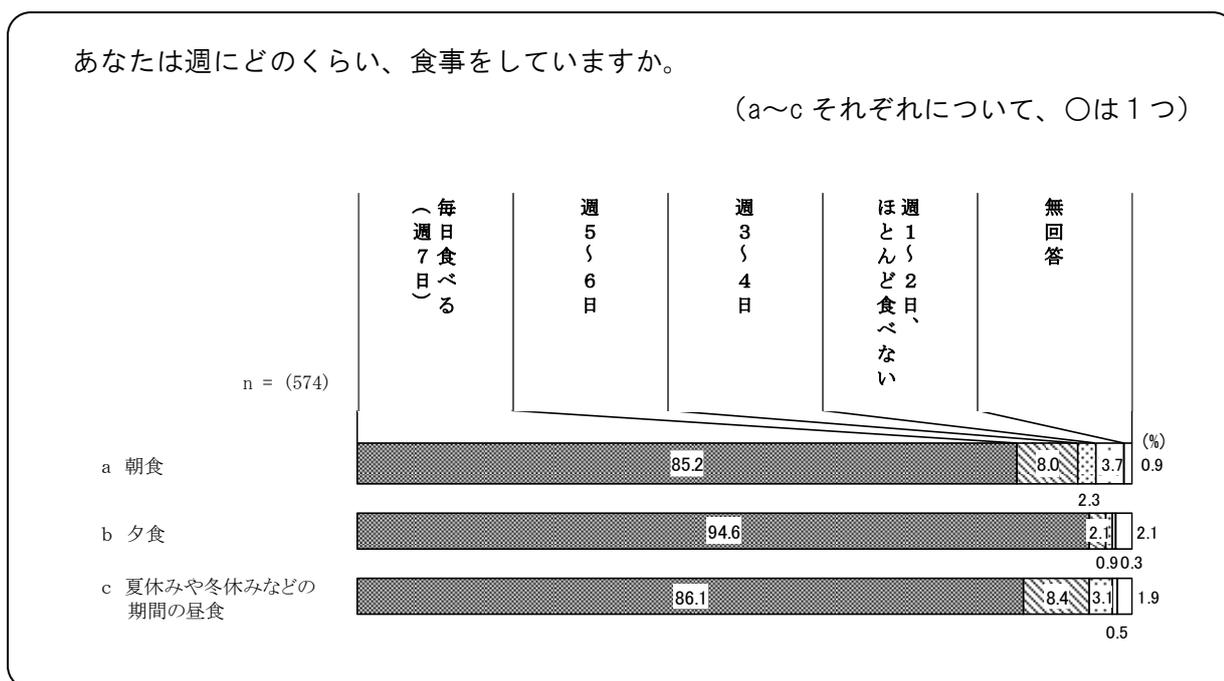
		調査数	上のほう	やや上のほう	まん中あたり	やや下のほう	下のほう	わからない	無回答
収入階層別	中央値以上	247	34	52	89	29	17	23	3
		100.0	13.8	21.1	36.0	11.7	6.9	9.3	1.2
	中央値未満	193	16	35	57	29	30	26	-
	100.0	8.3	18.1	29.5	15.0	15.5	13.5	-	
	中央値の1/2 未満	57	2	8	11	11	13	11	1
		100.0	3.5	14.0	19.3	19.3	22.8	19.3	1.8
世帯類型別	ひとり親世帯	77	1	18	17	11	16	13	1
		100.0	1.3	23.4	22.1	14.3	20.8	16.9	1.3
	祖父母等がない	51	-	13	9	6	12	10	1
		100.0	-	25.5	17.6	11.8	23.5	19.6	2.0
	祖父母等がある	26	1	5	8	5	4	3	-
		100.0	3.8	19.2	30.8	19.2	15.4	11.5	-
ふたり親世帯	456	53	87	154	65	45	50	2	
	100.0	11.6	19.1	33.8	14.3	9.9	11.0	0.4	
共働き	353	40	71	119	53	32	36	2	
	100.0	11.3	20.1	33.7	15.0	9.1	10.2	0.6	
父親または母親のどちらかのみ就労	86	11	14	31	9	9	12	-	
	100.0	12.8	16.3	36.0	10.5	10.5	14.0	-	

収入階層別にみると、収入階層が低いほど「上のほう」「やや上のほう」が少なくなっている一方、「下のほう」では多くなっています。

世帯類型別にみると、ひとり親世帯（祖父母等がいない・いる）では「上のほう」でふたり親世帯（共働き・父親または母親のどちらかのみ就労）に比べ少なくなっています。

一方、ひとり親世帯（祖父母等がいない・いる）では「下のほう」で、ふたり親世帯（共働き・父親または母親のどちらかのみ就労）に比べ多くなっています。

週にどのくらい食事をしているか



週にどのくらい食事をしているかについて、全体ではすべての項目で「毎日食べる (週7日)」が約9割と最も多くなっています。小学5年生、中学2年生とも概ね同様の傾向となっています。

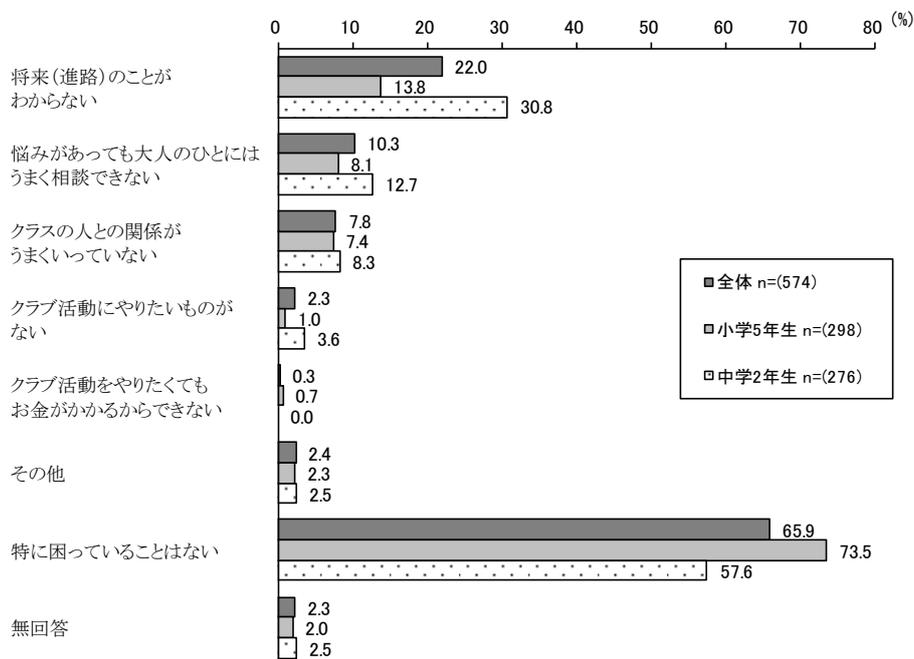
【収入階層別・世帯類型別／週にどのくらい食事をしているか】

		調査数	毎日食べる (週7日)	週5~6日	週3~4日	ほとんど1~2日、ほとんど食べない	無回答
収入階層別	中央値以上	247	223	18	4	2	-
		100.0	90.3	7.3	1.6	0.8	-
	中央値未満	193	155	18	5	12	3
	100.0	80.3	9.3	2.6	6.2	1.6	
	中央値の1/2 未満	57	41	8	3	5	-
		100.0	71.9	14.0	5.3	8.8	-
世帯類型別	ひとり親世帯	77	62	7	4	4	-
		100.0	80.5	9.1	5.2	5.2	-
	祖父母等がない	51	39	6	3	3	-
		100.0	76.5	11.8	5.9	5.9	-
	祖父母等がある	26	23	1	1	1	-
		100.0	88.5	3.8	3.8	3.8	-
	ふたり親世帯	456	391	35	9	17	4
		100.0	85.7	7.7	2.0	3.7	0.9
	共働き	353	303	27	7	12	4
		100.0	85.8	7.6	2.0	3.4	1.1
	父親または母親のどちらかのみ就労	86	74	7	2	3	-
		100.0	86.0	8.1	2.3	3.5	-

収入階層別にみると、収入階層が低いほど「毎日食べる (週7日)」が少なくなっています。世帯類型別にみると、ひとり親世帯 (祖父母等がない) では、「毎日食べる (週7日)」が76.5%と、他の世帯類型に比べ少なくなっています。

学校のことで困っていることはあるか

あなたは、学校のことで困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

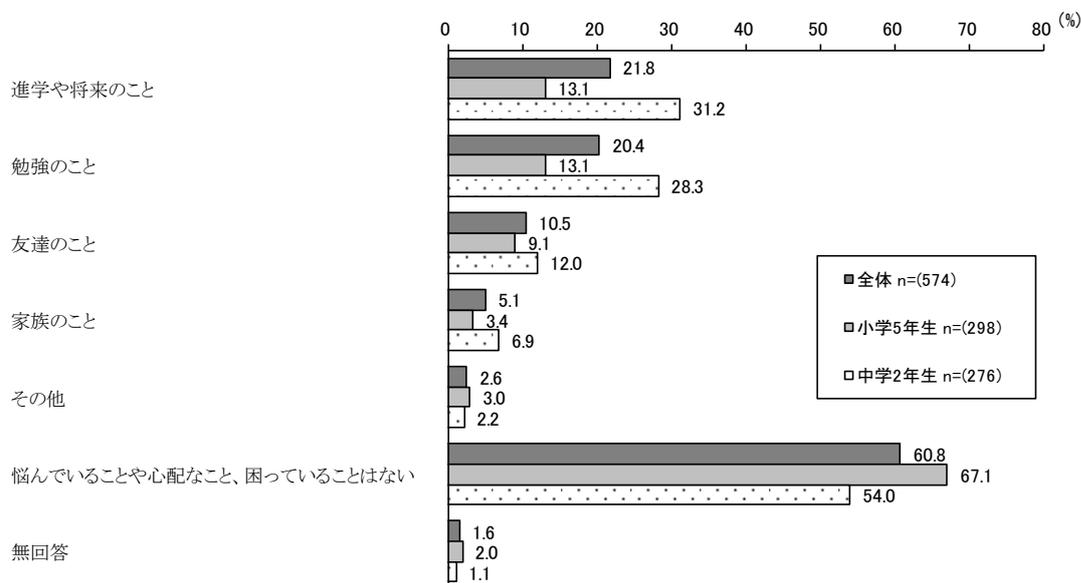


学校のことで困っていることはあるかについて、全体では「特に困っていることはない」が 65.9% と最も多く、次いで「将来(進路)のことがわからない」(22.0%)、「悩みがあっても大人のひとにはうまく相談できない」(10.3%)となっています。

小学5年生では「将来(進路)のことがわからない」が 13.8%となっている一方、中学2年生が 30.8%と約 17 ポイント多くなっています。

悩んでいることや心配なこと、困っていること、誰かに相談したいこと

いま悩んでいることや心配なこと、困っていること、誰かに相談したいことがありますか。(あてはまるものすべてに○)



悩んでいることや心配なこと、困っていること、誰かに相談したいことについて、全体では「悩んでいることや心配なこと、困っていることはない」が60.8%と最も多く、次いで「進学や将来(21.8%)」、「勉強のこと」(20.4%)となっています。

中学2年生では「進学や将来のこと」(32.1%)、「勉強のこと」(28.3%)が小学5年生に比べ少なくなっています。

【収入階層別・世帯類型別／悩んでいることや心配なこと、困っていること、誰かに相談したいこと】

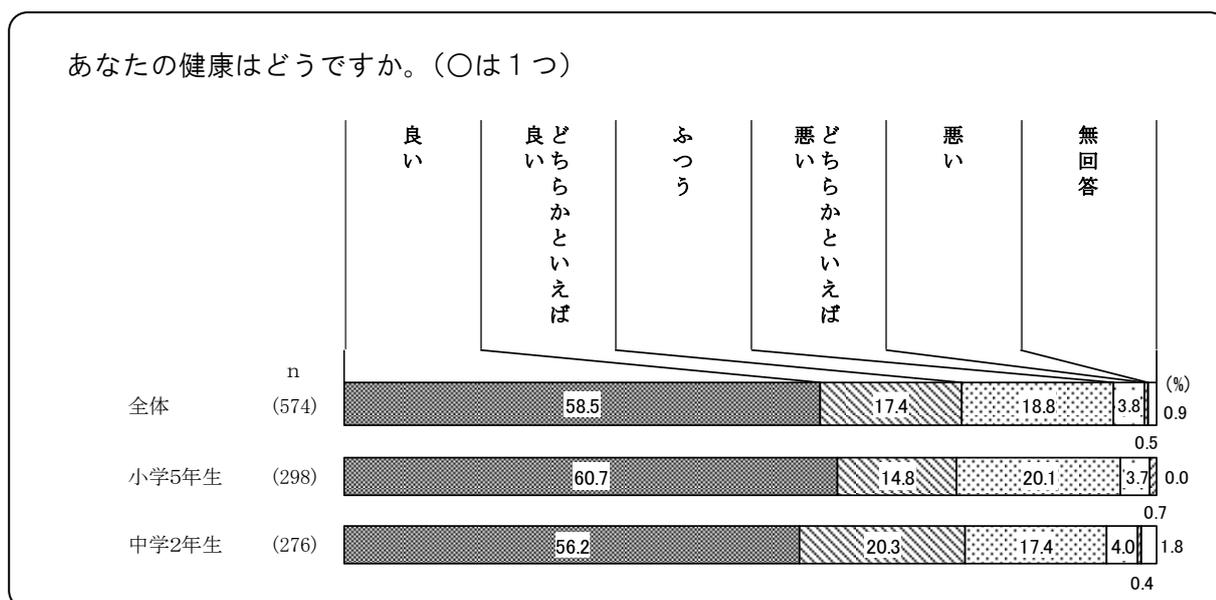
(上段:件 下段:%)

		調査数	進学や将来のこと	勉強のこと	友達のこと	家族のこと	その他	なこと、困っていることや心配なこと	無回答
収入階層別	中央値以上	247 100.0	54 21.9	46 18.6	24 9.7	10 4.0	7 2.8	151 61.1	3 1.2
	中央値未満	193 100.0	43 22.3	37 19.2	23 11.9	9 4.7	5 2.6	117 60.6	3 1.6
	中央値の1/2 未満	57 100.0	17 29.8	19 33.3	8 14.0	9 15.8	2 3.5	31 54.4	1 1.8
世帯類型別	ひとり親世帯	77 100.0	21 27.3	24 31.2	10 13.0	11 14.3	4 5.2	37 48.1	-
	祖父母等がない	51 100.0	14 27.5	14 27.5	4 7.8	8 15.7	4 7.8	25 49.0	-
	祖父母等がある	26 100.0	7 26.9	10 38.5	6 23.1	3 11.5	-	12 46.2	-
	ふたり親世帯	456 100.0	91 20.0	84 18.4	46 10.1	18 3.9	11 2.4	288 63.2	7 1.5
	共働き	353 100.0	74 21.0	62 17.6	37 10.5	14 4.0	10 2.8	221 62.6	7 2.0
	父親または母親のどちらかのみ就労	86 100.0	14 16.3	19 22.1	8 9.3	4 4.7	1 1.2	56 65.1	-

収入階層別にみると、中央値の1/2 未満では「進学や将来のこと」、「勉強のこと」、「家族のこと」が多くなっています。

世帯類型別にみると、ひとり親世帯（祖父母等がない・いる）では「進学や将来のこと」、「勉強のこと」、「家族のこと」がふたり親世帯（共働き・父親または母親のどちらかのみ就労）に比べ多くなっています。

健康状態



健康状態について、全体では「良い」が 58.5%と最も多く、次いで「どちらかといえば良い」(17.4%)、「ふつう」(18.8%)となっています。また、「良い」と「どちらかといえば良い」を合わせた《良い》が 75.9%となっている一方、「悪い」と「どちらかといえば悪い」を合わせた《悪い》が 4.3%となっています。小学5年生、中学2年生ともに概ね同様の傾向となっています。

【収入階層別・世帯類型別／健康状態】

(上段:件 下段:%)

		調査数	良い	どちらかといえば良い	ふつう	どちらかといえば悪い	悪い	無回答
収入階層別	中央値以上	247	155	46	38	6	1	1
		100.0	62.8	18.6	15.4	2.4	0.4	0.4
	中央値未満	193	106	27	49	9	-	2
	100.0	54.9	14.0	25.4	4.7	-	1.0	
	中央値の1/2 未満	57	27	15	7	5	1	2
		100.0	47.4	26.3	12.3	8.8	1.8	3.5
世帯類型別	ひとり親世帯	77	38	17	14	5	1	2
		100.0	49.4	22.1	18.2	6.5	1.3	2.6
	祖父母等がない	51	25	10	10	4	1	1
		100.0	49.0	19.6	19.6	7.8	2.0	2.0
	祖父母等がある	26	13	7	4	1	-	1
		100.0	50.0	26.9	15.4	3.8	-	3.8
ふたり親世帯	456	273	75	90	14	1	3	
	100.0	59.9	16.4	19.7	3.1	0.2	0.7	
共働き	353	215	58	69	9	1	1	
	100.0	60.9	16.4	19.5	2.5	0.3	0.3	
父親または母親のどちらかのみ就労	86	48	14	18	4	-	2	
	100.0	55.8	16.3	20.9	4.7	-	2.3	

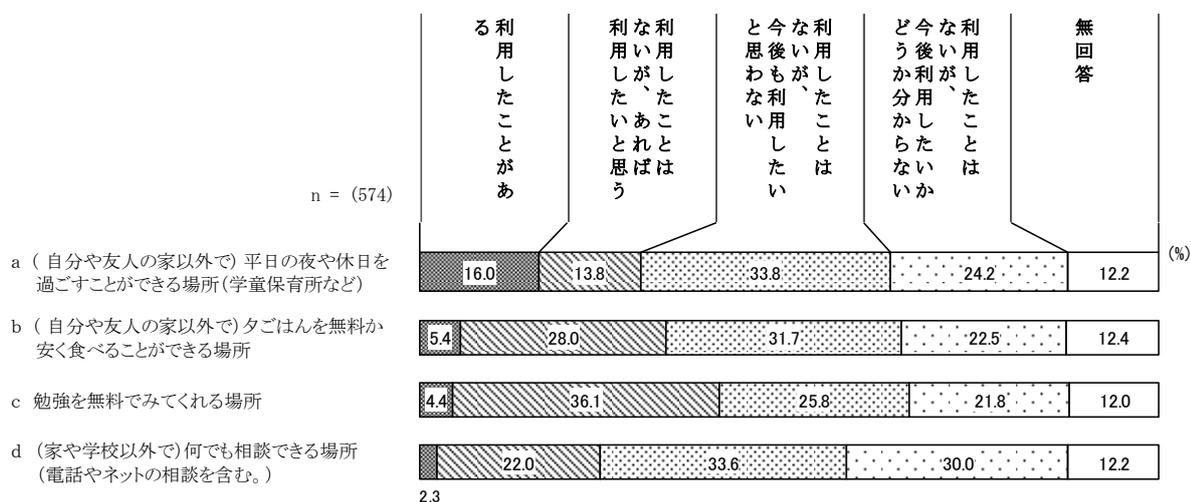
収入階層別にみると、収入階層が低いほど《良い》が少なくなっています。

世帯類型別にみると、ひとり親世帯(祖父母等がない・いる)では《良い》がふたり親世帯(共働き・父親または母親のどちらかのみ就労)に比べ少なくなっています。

各種支援の利用経験、今後の利用希望

あなたは、次の a～d のような場所を利用したことがありますか。また、利用したことはない場合、今後利用したいと思いますか。

(a～d それぞれについて、○は1つ)



各種支援の利用経験、今後の利用希望について、全体ではいずれの項目も「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」、「利用したことはないが、今後も利用したいと思わない」、「利用したことはないが、今後利用したいかどうか分からない」を合わせた《利用したことがない》が約8割を占め、特に『d(家や学校以外で)何でも相談できる場所(電話やネットの相談を含む)』(85.6%)では約9割を占めています。

一方、「利用したことがある」では『a(自分や友人の家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所(学童保育所など)』が16.0%と、他の項目に比べ多くなっています。

小学5年生では「利用したことはないが、あれば利用したいと思う」が『a(自分や友人の家以外で)平日の夜や休日を過ごすことができる場所(学童保育所など)』で7.7%となっている一方、中学2年生では20.3%となっており、約13ポイント多くなっています。

第3節 データからみる市の現状と課題

各種統計データ及び子どもや子育て家庭の生活実態を把握するアンケート調査の結果を踏まえ、本市の子どもの貧困に関する現状について、次のとおり分析、整理しました。

1. 相談、支援情報の未到達

【現状】本市の子育て家庭においては、相談やお金の援助などの困りごとの際、家族・親族、友人・知人、職場の人など身近な人に頼る割合が高い反面、相談支援や福祉の人、民生委員・児童委員などに頼る割合は低くなっていることから、専門的なアドバイスや相談が必要な子どもや世帯に対し、適切な支援が届かない恐れがあります。

【課題】現在必要としていること、重要だと思える支援等に関するアンケート結果（上位1番から3番までを選択回答）のうち、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」を選択した保護者が43.4%と、全体の2番目に多い回答となっています。また、何でも相談できる場所を利用したことがあるまたはあれば利用したいと回答した子どもが24.3%に上るなど、相談者のニーズに沿った、より利用しやすい形での相談体制を整備する必要があります。

2. 経済面、生活面における困窮

【現状】おおよその年間収入の額が400万円未満の世帯が28.3%、暮らし向きが苦しい及び大変苦しいと回答した世帯の割合が26.1%など、経済的にゆとりがないと感じる世帯が一定の割合で存在しています。特にひとり親家庭においては年収200万円未満の世帯が32.6%、暮らし向きが苦しい及び大変苦しいと回答した割合が54.6%に上るなど、経済面、生活面においてより一層困窮していると判断されます。

【課題】就学に係る費用など子育てに係る費用の軽減を望む親が多くいるなど、経済的な支援策が求められています。また、養育費を受け取っている世帯が32.5%に限られるなど、多くのひとり親世帯で受け取るべき養育費が受け取れていないなど、特にひとり親家庭の経済的な自立支援策の強化が必要です。

3. 教育、進学、将来への不安

【現状】児童生徒の悩みや心配事、困っていることに関する質問に対し、最も多い21.8%を占めるものが進学や将来のこととの回答であり、また、保護者の子育てに関する心配事や悩み事に関する質問に対し、子どもの進学や受験が心配との回答が44.7%と最も多く、子どもの教育費に不安があるとの回答も23.0%と高い値を示すなど、子どもと保護者ともに進学や進路など、将来に対する不安を感じています。

【課題】子どもの進学や受験、生活習慣など子どもの学力や生活に起因するものから教育費など費用に関するものまで、子どもの教育に係る幅広い分野で不安や悩みを抱える保護者が多い状況です。また、ひとり親世帯において、勉強のことや進学や将来のことで悩む子どもが多いことから、家庭の経済状況等に左右されずに、安心して進路や将来の夢を描けるような支援が求められています。

4. 不安定な生活基盤

【現状】 収入階層が低い世帯やひとり親世帯において朝食や夕食を毎日食べる割合や健康状態が良いと感じる割合が低い傾向があるなど、比較的生活基盤が不安定な世帯において、食生活や健康面での不安を感じていると判断されます。

【課題】 子育て家庭の経済的安定と生活基盤強化のため、健康で安定した生活のための支援と就労や収入の確保につながる施策の展開が必要です。

5. 自宅以外の活動の制限

【現状】 平日夜間や休日などに過ごすことができる自宅等以外の場所の利用経験や利用希望がある児童生徒の割合が 29.8%であるなど、休日等に自宅以外で過ごすことができる場所があることを希望する子どもがいます。また、子育てに関する心配事や悩み事に関する質問に対し、子どもの身体の発育や病気が心配と回答したひとり親世帯等保護者の割合は 18.4%と、ひとり親世帯等以外に比べ高い傾向にあります。

【課題】 休日などに子どもや保護者が利用しやすくかつ利用したいと思える場と子どもの心身の健全な発達や健康に寄与する場の提供や取り組みが求められています。

第4節 新たな社会的課題への対応

統計データやアンケート調査から分析される現状や課題に加え、三世帯同居家族や専業主婦の減少といった家庭の構造上の変化により、近年、子どもを取り巻く新たな社会的課題の存在が知られるようになってきました。

中でも、ヤングケアラー（※）である子どもの存在は、ケアの負担に伴う子どもの健康や発達への悪影響や、自身の活動に割く時間の制限に伴う学力低下や孤立化の助長など、子どもの将来の可能性を阻害するものとして特に注目され、その実態や支援についての議論が活発化しています。

令和2年度には、国において、ヤングケアラーの実態把握のための中高生へのアンケート調査が実施され、「世話をしている家族がいる」と回答したヤングケアラーと思われる子どもが中学生の17人に1人にあたる5.7%に上ることが明らかになりました。必要な支援のあり方については、現在、国を中心に検討中ですが、貧困やひとり親など経済的・時間的余裕が不足しがちな家庭において、本来ケアを担うべき大人が就労等のため担い手となれず子どもがケアを担うなど、その一部に貧困との関連性が指摘されています。

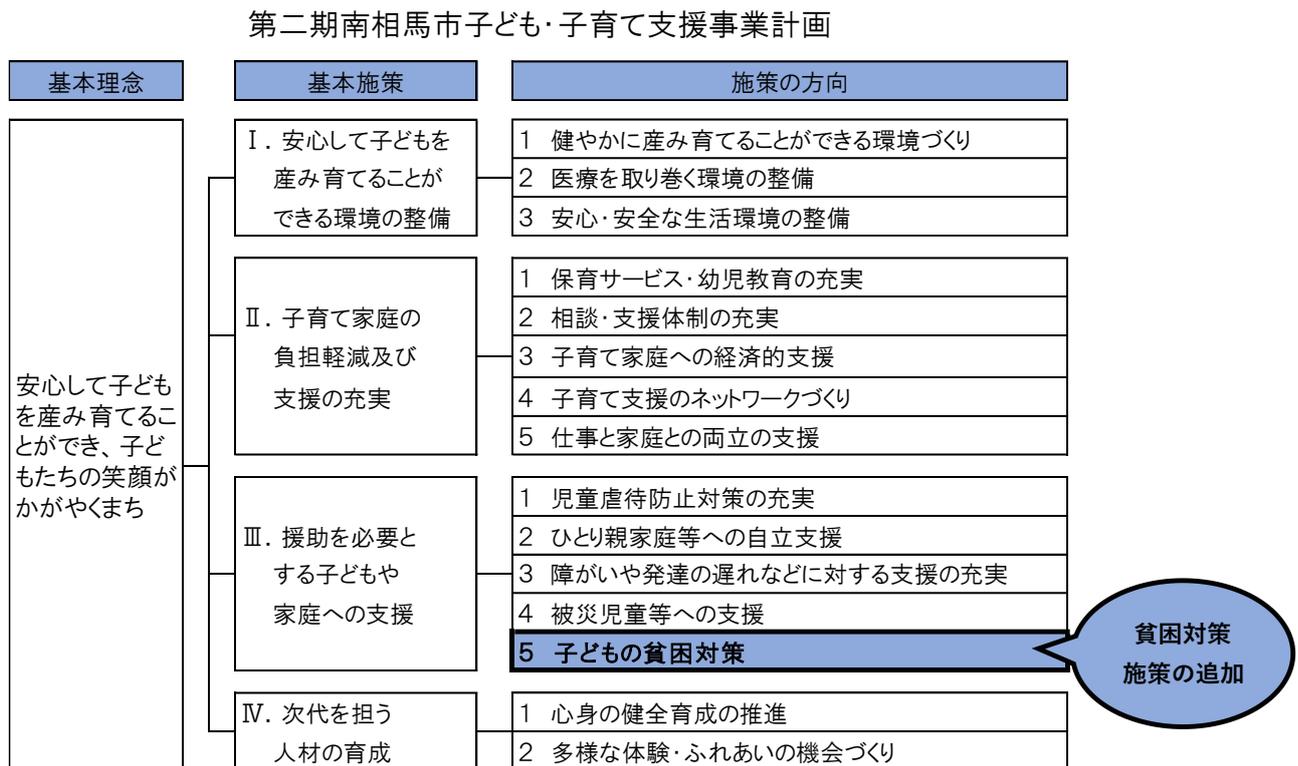
本市においても、家族のケアを負担に感じるヤングケアラーの把握及び支援、ヤングケアラーの認知向上、関係機関との連携強化など適切な対応を図ることとします。

※ 法令上の定義はないものの、家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されているケアを引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを日常的に行っている18歳未満の子どもをいう。

第3章 施策体系と施策の展開

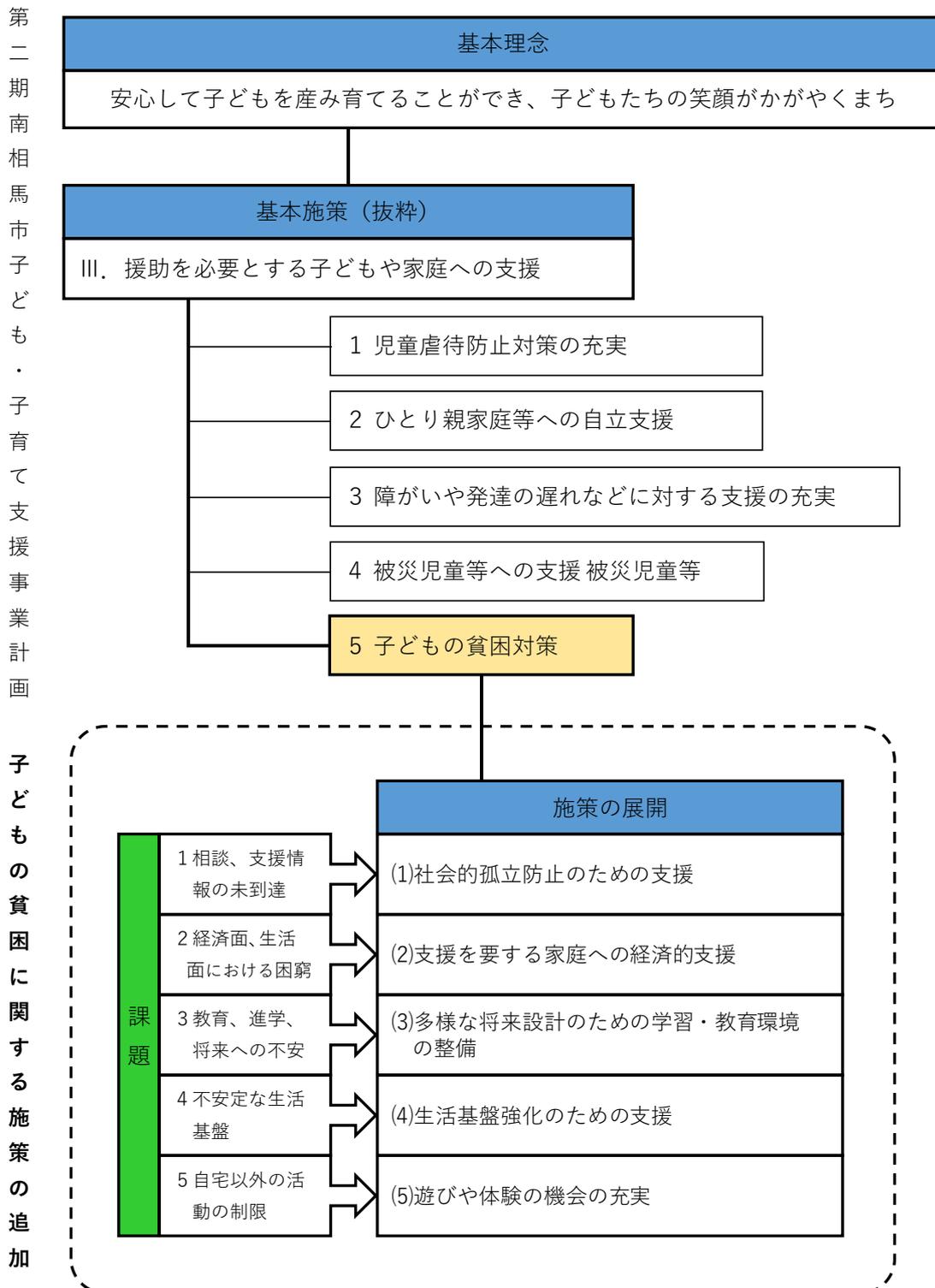
第1節 施策体系の組み立て

本市の子どもの貧困の現状分析からみる課題の解決を図るため、「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念、基本施策、施策の方向に基づき、「施策の方向5 子どもの貧困対策」に、子どもの貧困対策に関する施策を追加します。



第2節 施策の追加

本市の子どもの貧困に関する課題に対応するため、「施策の方向5 子どもの貧困対策」に、(1)社会的孤立防止のための支援、(2)支援を要する家庭への経済的支援、(3)多様な将来設計のための学習・教育環境の整備、(4)生活基盤強化のための支援、(5)遊びや体験の機会の充実の5つの施策を追加し、それぞれの施策の展開を通して課題の解決を図ります。



第3節 施策の展開に関する基本的事項

- 本追加計画における施策の展開にあたっての基本的な記載方法等は、「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」（本計画）に準ずるものとし、本計画との整合を図ることとします。
 - 本計画にすでに掲載した事業であっても、子どもの貧困対策に関連があると判断される事業は、「本計画掲載事業」と注記の上、主な事業・取組みとして掲載します。
 - 他の個別計画との重複を避け、かつ、事業分野の明確化を図るため、次に掲げる事業は本追加計画の「主な事業・取組み」には掲載せず、欄外に事業名（必要に応じ事業概要と担当課）を掲載することとします。
 - ・他の本市個別計画において既に施策の展開がされている事業
 - ・新規事業等であるため他の本市個別計画に掲載がないものの、他の個別計画に掲載されるべきと判断される事業
 - 主な取組み及び成果指標の冒頭の表記は、その事業及び数値等が掲載されている計画を表します。
 - また、新規・拡充した事業も併せて表記します。
 - 総：南相馬市復興総合計画後期基本計画
 - 実：南相馬市復興総合計画実施計画
 - 保：南相馬市保健計画
 - 教：南相馬市教育振興基本計画後期計画
 - 新：新規実施事業（令和元年度の途中以降に実施を予定している事業）
 - 拡：既存事業の拡充を行う事業（令和元年度の途中以降に実施を予定している事業）
- ※ 成果指標中の「現状値、参考値、目標値」脇の（ ）は年度を表します。
- 主な取組み及び成果指標の冒頭の表記は、その事業及び数値等が掲載されている計画を表します。
 - 成果指標については、原則として令和元年度に策定した本計画の数値を準用しているため、追加計画策定時点で現状値が目標値を上回っている（目標を達成している）場合があります。
 - 成果指標中の「目標値」は令和6年度を基準としていますが、個別計画の策定等により目標値を設定できない場合は、「－」と記載し、令和5年度目標値を参考として記載しています。

第4節 施策の展開

◆施策の方向

子どもの貧困対策

(1) 社会的孤立防止のための支援

現 状

- 本市の子育て家庭においては、相談やお金の援助などの困りごとの際、家族・親族、友人・知人、職場の人など身近な人に頼る割合が高い反面、相談支援や福祉の人、民生委員・児童委員などに頼る割合は低くなっていることから、専門的なアドバイスや相談が必要な子どもや世帯に対し、適切な支援が届かない恐れがあります。
- 一方で、何でも相談できる場所があれば利用したいとする保護者が2割程度存在するなど、一定の相談ニーズがあります。

課 題

- 現在必要としていること、重要だと思える支援等に関するアンケート結果（上位1番から3番までを選択回答）のうち、「子どものことや生活のことなど悩みごとを相談できること」を選択した保護者が43.4%と、全体の2番目に多い回答となっています。また、何でも相談できる場所を利用したことがあるまたはあれば利用したいと回答した子どもが24.3%に上るなど、相談者のニーズに沿った、より利用しやすい形での相談体制を整備する必要があります。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
	ママのこころの相談会 【本計画掲載事業】	子育てに係る母親の精神的ストレスの緩和や母親の育児負担感、育児不安の軽減のために臨床心理士等による個別相談を実施します。	健康づくり課
実	市民相談事業	生活の中で発生する様々な問題等について支援を行うため、法律相談等の専門家(司法書士、行政書士、税理士、弁護士)による相談を行います。	市民課
新	子ども家庭総合支援拠点運営事業	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、これまで行っていた家庭児童相談事業を包含し、子ども支援に係る専門的な相談対応等の支援を一体的に行う「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。	こども家庭課

◇関連する地域子ども・子育て支援事業

利用者支援事業、子育て支援センター管理運営事業

◇関連する他の個別計画

南相馬市地域福祉計画、南相馬市保健計画、南相馬市男女共同参画計画

◇他の個別計画掲載事業

民生・児童委員活動推進事業（訪問相談、支援活動）

成果指標

	成果指標	現状値 (H31)	目標値 (R6)	
保	「子どものいる毎日の生活が楽しい」 の割合	35.9%	41%	
			参考値 (R4)	40%

出典：乳幼児健康診査時（4か月児健康診査）保護者アンケート

(2) 支援を要する家庭への経済的支援

現 状

- おおよその年間収入の額が400万円未満の世帯が28.3%、暮らし向きが苦しい及び大変苦しいと回答した世帯の割合が26.1%など、経済的にゆとりがないと感じる世帯が一定の割合で存在しています。
- ひとり親家庭においては年収200万円未満の世帯が32.6%、暮らし向きが苦しい及び大変苦しいと回答した割合が54.6%に上るなど、経済面、生活面においてより一層困窮していると判断されます。

課 題

- 就学に係る費用など子育てに係る費用の軽減を望む親が多くいるなど、経済的な支援策が求められています。また、養育費を受け取っている世帯が32.5%に限られ、多くのひとり親世帯で受け取るべき養育費が受け取れていないなど、特にひとり親家庭の経済的な自立支援策の強化が必要です。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実	交通遺児激励金支給事業 【本計画掲載事業】	交通遺児に対する激励及び福祉の向上を図るため、激励金を支給します。	生活環境課
実	在宅保育支援金 【本計画掲載事業】	保育園等に在園していない満3歳未満の児童を家庭で保育をしている世帯に対し、在宅保育手当を支給します。	こども家庭課
	乳幼児子ども医療費助成事業 【本計画掲載事業】	0歳～18歳までの医療費(保険診療自己負担額及び食事療養費自己負担額)に対する助成を実施します。	こども家庭課
実	認可外保育所入所者支援事業 【本計画掲載事業】	認可外保育施設に入所する児童の保護者に対し、保育料を助成します。	こども育成課
実	認定こども園・地域型保育事業保護者助成事業補助金 【本計画掲載事業】	私立認定こども園・地域型保育事業所の0～2歳の在園児の保護者に対し、保護者負担の保育料が実質無料となるよう補助金を交付します。	こども育成課
	保育料無償化 【本計画掲載事業】	0～2歳の保育所、認定こども園の利用料を無料とします。	こども育成課
新	民間保育所等給食食材費補助金 【本計画掲載事業】	民間保育所・認定こども園が提供する給食用食材費に対する補助金を交付します。	こども育成課

	事業名	事業概要	担当課
新	私立幼稚園給食費保護者助成金 【本計画掲載事業】	私立幼稚園在園児の保護者が負担する給食費に対し助成金を交付します。	こども育成課
実	若者等世帯定住促進事業 【本計画掲載事業】	若い世代の定住を促進するため、転入する子育て世帯の賃貸住宅入居や住宅取得に対し、奨励金を交付します。	建築住宅課
実	みらい育成修学資金事業 【本計画掲載事業】	みらいを担う者に対し、修学に必要な資金として、育英資金・看護師等修学資金・保育士等修学資金の貸付及び修学資金の給付を行います。	教育総務課
実	ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用者支援事業【本計画掲載事業】	ひとり親家庭に対し、ファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成します。	こども家庭課
実	ひとり親家庭医療費助成事業 【本計画掲載事業】	ひとり親家庭の父又は母及び児童、並びに父母のいない児童の医療費(保険診療自己負担額及び食事療養費自己負担額)の一部を助成します。	こども家庭課
新	多子世帯子育て応援支援金支給事業	第3子以降の子を養育している保護者に対し、出産時及び小学校入学時に支援金を交付します。	こども家庭課
実 拡	ようこそ赤ちゃん誕生祝い品支給事業	新生児保護者に対し、お祝い品として紙おむつ、おしりふき、粉ミルクに加え、南相馬産米を支給します。	こども家庭課
新	養育費に関する公正証書作成促進補助金	離婚に伴う子どもの養育費の確実な履行のため、離婚後に子どもを養育するひとり親に対し、養育費の取り決めに関する公正証書の作成費用を補助します。	こども家庭課
新	養育費保証契約保証料補助金	離婚時に子どもの養育費の取り決めをし、現に子どもを養育しているひとり親が、元配偶者から受け取るべき養育費に未払いが発生した場合に、その立替え払いや督促回収等についての契約(養育費保証契約)を保証会社等と締結した費用を補助します。	こども家庭課

◇関連する他の個別計画

南相馬市保健計画、南相馬市教育振興基本計画後期計画

◇関連する他の個別計画掲載事業

- ・ 遠距離通学費補助金 小学1～6年で片道4km以上の児童に対し、通学費を補助します。
- ・ 魅力ある給食提供事業 給食費のうち、米飯相当額に係る費用を軽減します。

成果指標

	成果指標	現状値 (R2)	目標値 (R5)	目標値 (R6)
教	一般市民の子育て支援(経済的支援等)の満足度	21.5%	22.6%	—

(3) 多様な将来設計のための学習・教育環境の整備

現 状

- 児童生徒の悩みや心配事、困っていることに関する質問に対し、最も多い21.8%を占めるものが進学や将来のこととの回答となっています。
- 保護者の子育てに関する心配事や悩み事に関する質問に対し、子どもの進学や受験が心配との回答が44.7%と最も多く、子どもの教育費に不安があるとの回答も23.0%と高い値を示すなど、子どもと保護者ともに進学や進路など、将来に対する不安を感じています。

課 題

- 子どもの進学や受験、生活習慣など子どもの学力や生活に起因するものから教育費など費用に関するものまで、子どもの教育に係る幅広い分野で不安や悩みを抱える保護者が多い状況です。また、ひとり親世帯において、勉強のことや進学や将来のことで悩む子どもが多ことから、家庭の経済状況等に左右されずに、安心して進路や将来の夢を描けるような支援が求められています。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実	みらい育成修学資金事業 【本計画掲載事業】	みらいを担う者に対し、修学に必要な資金として、育英資金・看護師等修学資金・保育士等修学資金の貸付及び修学資金の給付を行います。	教育総務課
実	家庭教育支援総合推進事業 【本計画掲載事業】	幼児期から思春期までの子どもと保護者を対象に「家庭教育」に関する講座等を実施します。	生涯学習課
実	高等学校開放講座事業	趣味や知識を深め、技術の習得を図るため、市内高等学校の専門的な教育機能を市民に開放し、各種講座を実施します。	生涯学習課

◇関連する地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業

◇関連する他の個別計画

南相馬市教育振興基本計画後期計画

◇関連する他の個別計画掲載事業

- ・就学援助制度

経済的な理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、給食費等の就学上必要な経費の全部または一部を援助する事業を行います。〈学校教育課〉

- ・小学校（中学校）音楽・スポーツ大会等補助金

情操教育及び体育教育の充実を図るため、音楽コンクールやスポーツ大会等における県大会以上への参加に対し、補助金を交付します。

- ・スクールカウンセラー等派遣事業

子どもたちが健やかに成長できるよう、専門的な支援や対応ができるスクールカウンセラー等を定期的に小中学校へ派遣し、児童生徒の心のケアを行うとともに、教職員や保護者に対し、指導助言等のメンタルケアを行います。〈学校教育課〉

・中学生海外研修事業

広い視野をもった生徒の育成や学びの意欲のきっかけづくりを図るとともに、学習意欲の向上や思考力・判断力・表現力の向上につなげ、未来を担う人材を育成するため、海外研修を実施します。〈学校教育課〉

・学習塾等と連携した学力強化推進事業

学習塾等と連携し、夏季休業中や冬季・春季における集中講座や学習状況確認テストを実施し、学習意欲や生徒の学力向上を図ります。(実施教科：国語・数学・英語、実施期間：3年夏季、2年冬・春) 〈学校教育課〉

・ICT教育推進事業

児童生徒の学習意欲を高めて学力向上を図るため、分かりやすい授業が展開可能であるICT教育環境を整備します(デジタル教科書の整備、ICT利活用支援員の派遣)。〈学校教育課〉

・外国語教育推進事業

小学校で外国語教科化に伴い、市内児童生徒の語学力向上と国際理解教育の推進を図るとともに、コミュニケーション能力の素地を養うため、小学校から中学校までの語学習得度に応じた継続的な英語教育を行います。(外国語研修施設(ブリティッシュヒルズ、東京英語村)での研修、外国語検定料支援(英検)、外国語指導助手配置、英語教員等指導力向上研修)

・中学生職場体験支援事業

生徒自らが体験することで働くことの意義や目的を理解し社会人としての自立促進を図るため、市内中学校が授業の一環として実施する職場体験・福祉体験活動等を支援します。〈生涯学習課〉

成果指標

	成果指標	現状値(R2)	目標値(R6)
教	学習意欲が高い児童生徒の割合	小5 43.0% 中2 62.0%	小5 51.0% 中2 55.0%
教	全国学力・学習状況調査における標準化得点	小6 101 中3 98	小6 101 中3 100

(4) 生活基盤強化のための支援

現 状

○収入階層が低い世帯やひとり親世帯において朝食や夕食を毎日食べる割合や健康状態が良いと感じる割合が低い傾向があるなど、比較的生活基盤が不安定な世帯において、食生活や健康面での不安を感じていると判断されます。

課 題

○子育て家庭の経済的安定と生活基盤強化のため、健康で安定した生活のための支援と就労や収入の確保につながる施策の展開が必要です。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実	ひとり親家庭総合支援事業 【本計画掲載事業】	要件を満たすひとり親家庭に対し、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金、高等学校卒業程度認定講座受講修了時及び認定試験合格時の給付金を支給します。	こども家庭課
	こども食堂の活動支援	市内社会福祉法人が共同で運営し、子どもや保護者等に夕食を提供するこども食堂の活動を支援するとともに、周知広報等を通じた利用促進を図ります。	こども家庭課
新	子育てライフプラン応援ガイドブック作成事業	主に若い世代に対し、結婚、妊娠、出産、子育て等を含めた将来のライフプランを希望どおり描けるよう、市民が利用できる子育てに係る支援策等を紹介するガイドブックを作成し、結婚や子育てに係る不安解消と経済的支援策等の周知及び利用促進を図ります。	こども家庭課
新	養育費に関する公正証書作成促進補助金(再掲)	離婚に伴う子どもの養育費の確実な履行のため、離婚後に子どもを養育するひとり親に対し、養育費の取り決めに関する公正証書の作成費用(上限3万円)を補助します。	こども家庭課
新	養育費保証契約保証料補助金(再掲)	離婚時に子どもの養育費の取り決めをし、現に子どもを養育しているひとり親が、元配偶者から受け取るべき養育費に未払いが発生した場合に、その立替え払いや督促回収等についての契約(養育費保証契約)を保証会社等と締結した費用(上限5万円)を補助します。	こども家庭課

◇関連する他の個別計画

南相馬市地域福祉計画

◇関連する他の個別計画掲載事業

- ・生活困窮者自立支援事業

生活困窮者からの相談支援に包括的に対応するため、その自立に向けてアセスメントの実施、プランの作成等の支援を行うほか、就労準備支援及び家計改善支援を実施します。＜社会福祉課＞

成果指標

成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給者数	1人	5人

(5) 遊びや体験の機会の充実

現 状

- 平日夜間や休日などに過ごすことができる自宅等以外の場所の利用経験や利用希望がある児童生徒の割合が29.8%であるなど、休日等に自宅以外で過ごすことができる場所があることを希望する子どもがいます。
- 子どもの身体の発育や病気が心配と回答したひとり親世帯等保護者の割合は18.4%と、ひとり親世帯等以外に比べ高い傾向にあります。

課 題

- 休日などに子どもや保護者が利用しやすくかつ利用したいと思える場と子どもの心身の健全な発達や健康に寄与する場の提供や取り組みが求められています。

主な事業・取組み

	事業名	事業概要	担当課
実	子どもスポーツ活動促進事業 【本計画掲載事業】	市内に居住する18歳以下の児童及び市内の小中学校、高校に通学する児童及び生徒を対象に、スポーツ施設利用料を免除します。	スポーツ推進課
	子どもの遊び場管理運営事業 【本計画掲載事業】	全天候型の運動施設である「わんぱくキッズ広場・かしまわんぱく広場」、屋外のちびっこ広場の管理運営を行い、運動や遊びの場を確保します。	こども家庭課
	みんなの遊び場管理運営事業 【本計画掲載事業】	屋内砂場施設南相馬「みんなの遊び場」の管理運営を行い、屋内の遊びの場を確保します。	こども家庭課
実	放課後子ども教室推進事業 【本計画掲載事業】	小高小学校児童を対象に、地域の方々の参加と協力を得て、勉強や文化活動、地域住民との交流活動等のプログラムを実施します。	こども家庭課
実	公園施設改修事業 【本計画掲載事業】	老朽化した都市公園施設の改修、遊具の更新、トイレ等の設置を進めます。	都市計画課
実	体育施設整備事業	市民の健康増進・競技力向上並びに利用者の利便性を図るため、体育施設の整備を行います。	スポーツ推進課

◇関連する地域子ども・子育て支援事業

放課後児童健全育成事業

◇関連する他の個別計画

南相馬市スポーツ推進計画、南相馬市保健計画

◇他の個別計画掲載事業

- ・スポーツ少年団活性化補助金

スポーツ少年団の団員及び指導者の育成と活性化を図るため、スポーツ少年団本部の事業に係る経費に対し、補助金を交付します。また、市外スポーツ少年団等との交流の活性化を図ることを目的

に、各スポーツ少年団が交流事業を行った際に助成金を交付します。

・スポーツ少年団選手派遣事業補助金

スポーツ少年団活動を通じた少年少女の健全育成と競技力向上に資するため、県大会以上の大会に参加するスポーツ少年団に対し、補助金を交付します。

成果指標

	成果指標	現状値 (R1)	目標値 (R6)
総	新体力テスト（上位評定者の割合）	小5 40.0%	小5 42.5%
		中2 47.8%	中2 48.2%
			参考値 (R4)
			小5 44.0%
			中2 51.0%

第5節 目標値の設定

前述の5つの施策の展開について、施策ごとに成果指標を設けてその進捗状況を確認するとともに、追加計画の執行を通して達成すべき目標を次のとおりとします。

市の子育て家庭の相対的貧困率 11.5% (R2) → 10.2% (R6)

第4章 計画の推進

第1節 計画の推進にあたっての役割分担と連携

本追加計画は、「第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画」に子どもの貧困に関する施策を追加した追加版計画であることから、計画の推進にあたっての関係主体それぞれとの役割分担は、本計画に示すとおりその内容を準用するものとし、市が主体となりつつ国、県など関係機関や、事業主、市民、NPO等との連携のもと進めます。

第2節 計画の推進

本追加計画の進行管理についても、本計画と共に年1回の事業評価を行い、「南相馬市子ども・子育て審議会」での審議を行うものとします。

また、事業の実施にあたっては、本計画と同様に、効率性、実効性のある事業の推進を図るとともに、特定財源の積極的な活用や、子育て分野の施策に活用可能な基金の充当など、創意工夫による自主財源の確保等に努めることとします。

第3節 施策の周知

本追加計画の実施にあたっては、事業の対象とする子どもや家庭等に必要な支援が適切に届くよう、公共施設、広報紙、パンフレット等、インターネット、相談支援その他の多様な媒体と機会を捉えた周知広報に努めるものとします。

第4節 SDGs（持続可能な開発目標）の理念の実践

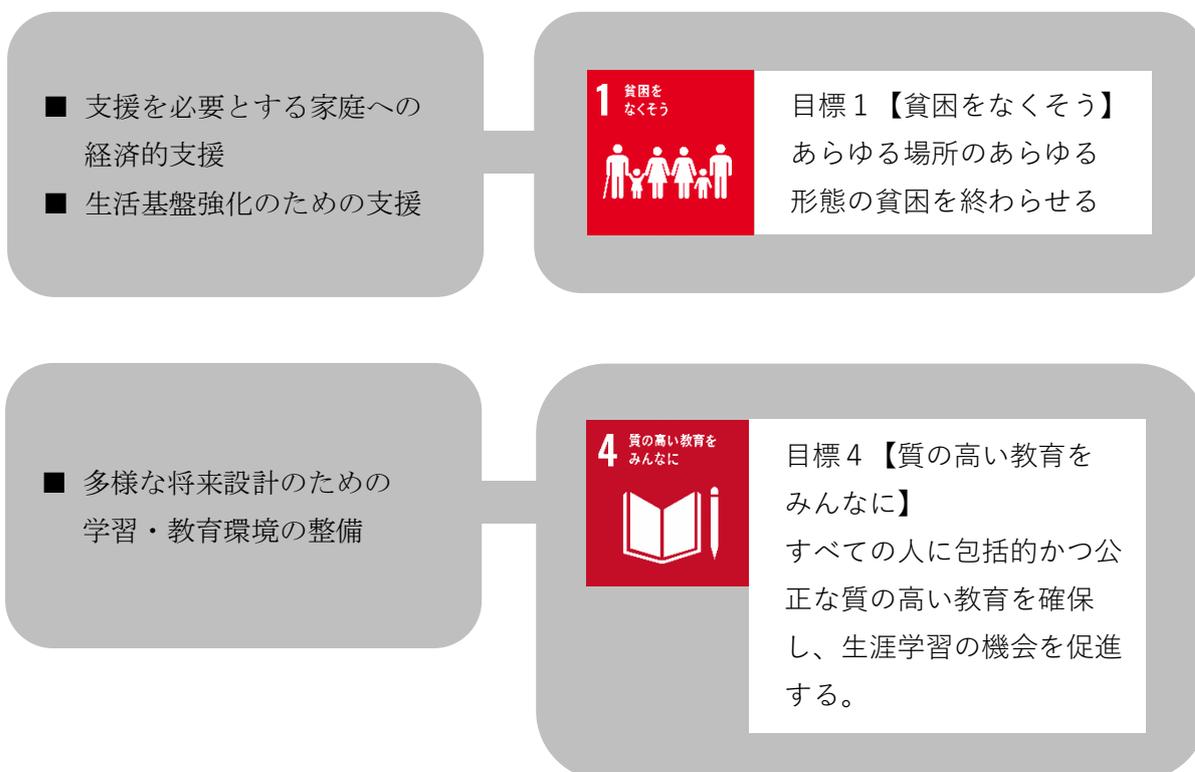
SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、積極的な取り組みが求められています。

本市においても、本計画を推進し、子どもや子育て家庭の貧困の解消を図ることで、国際的な目標であるSDGsの理念の実践を図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



○本計画の取組と関連性の高い目標



資料編

第1節 計画策定の経過

日程	内容
2020. 5. 27	令和2年度 第1回南相馬市子ども・子育て審議会 ・会長選任、子ども・子育て審議会について ・子ども・子育てを取り巻く現状について ・第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画追加版（子どもの貧困対策に関する施策の追加）の策定について
2020. 7. 16 ～2020. 8. 7	「南相馬市子どもの生活に関するアンケート調査」 ・対象者：小学校5年生の児童（358人）とその保護者 716名 中学校2年生の生徒（367人）とその保護者 734名 ひとり親世帯の保護者及び18歳未満の子を持つ生活保護世帯の保護者 358名 ・回答数：小学校5年生の児童とその保護者 596名 中学校2年生の生徒とその保護者 557名 ひとり親世帯の保護者及び18歳未満の子を持つ生活保護世帯の保護者 141名
2020. 10. 20	令和2年度 第2回南相馬市子ども・子育て審議会 ・第一期南相馬市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について ・第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画追加版（子どもの貧困対策に関する施策の追加）の策定について
2021. 2. 5	令和2年度 第3回南相馬市子ども・子育て審議会 ・第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画追加版（子どもの貧困対策に関する施策の追加）の策定について
2021. 6. 1 ～2021. 6. 20	第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画追加版（子どもの貧困対策に関する施策の追加）素案 パブリックコメント
2021. 7. 8	令和3年度 第1回南相馬市子ども・子育て審議会 ・会長選任、子ども・子育て審議会について ・子ども・子育てを取り巻く現状について ・諮問 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画追加版（子どもの貧困対策に関する施策の追加）の策定について ・報告 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画追加版（子どもの貧困対策に関する施策の追加）素案に係るパブリックコメント等結果について ・協議 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画追加版（子どもの貧困対策に関する施策の追加）の答申内容について ・答申 第二期南相馬市子ども・子育て支援事業計画追加版（子どもの貧困対策に関する施策の追加）の策定について

第2節 南相馬市子ども・子育て審議会委員名簿

(委嘱期間：2019年5月30日～2年間)

No	区分	団体名	役職	氏名	備考
1	子どもの 保護者	南相馬市小中学校 PTA 連絡協議会	原町第二中学校 PTA 会長	谷田部 真敏	副会長
2		青葉幼稚園保護者会	会長	佐藤 晃大	
3		原町区保育所(園)こども園父母の会連絡協議会	-	新道 竜	
4		おひさまクラブ	-	井上 真貴	
5	児童福祉関係 事業従事者	南相馬市私立幼稚園協会	さゆり幼稚園園長	鎌田 文代	
6		原町聖愛こども園	園長	遠藤 美保子	会長
7		特定非営利活動法人きぼう	副理事長兼統括	新妻 直恵	
8	事業主代表	南相馬経営者協会	副会長	遠藤 充洋	
9	労働者代表	連合福島 原町地区連合会	事務局次長	北岡 慎也	
10	学識経験者	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会	主任児童委員部会長	渡邊 ふみ子	
11		相馬郡医師会	-	平田 慶肇	
12		南相馬市小中学校長会	石神第一小学校校長	鈴木 克哉	
13	その他	南相馬市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	村上 勇一	
14	公募	市民委員	-	村田 恭一	
15		市民委員	-	前田 紗哉華	

※ 任期途中で改選があった場合は後任の者

(委嘱期間：2021年7月8日～2年間)

No	区分	団体名	役職	氏名	備考
1	子どもの 保護者	南相馬市小中学校 PTA 連絡協議会	小高小学校 PTA 会長	石川 美紀	
2		青葉幼稚園保護者会	会長	樋口 木乃美	
3		原町区保育所(園)こども園父母の会連絡協議会	会長	松田 喜一	
4		おひさまクラブ	-	井上 真貴	
5	児童福祉関係 事業従事者	南相馬市私立幼稚園協会	原町みなみ幼稚園園長	中澤 翔平	
6		聖愛ちいろば園	園長	遠藤 美保子	会長
7		特定非営利活動法人きぼう	副理事長兼統括	新妻 直恵	
8	事業主代表	南相馬経営者協会	副会長	遠藤 充洋	
9	労働者代表	連合福島 原町地区連合会	事務局長	前田 伸吾	
10	学識経験者	南相馬市民生委員児童委員連絡協議会	主任児童委員部会長	渡邊 ふみ子	
11		相馬郡医師会	副会長	新道 譲二	
12		南相馬市小中学校長会	石神第一小学校校長	鈴木 克哉	
13	その他	南相馬市社会福祉協議会	常務理事兼事務局長	村上 勇一	副会長
14	公募	市民委員	-	村田 恭一	
15		市民委員	-	大谷 幸子	



**第二期南相馬市
子ども・子育て支援事業計画【追加版】
(子どもの貧困対策に関する施策の追加)**

令和3年8月

令和6年3月 改訂

福島県 南相馬市 こども未来部
こども家庭課 こども企画係
〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地
TEL : 0244-24-5229

